

唐・宋間における支配層の構成と變動に関する基礎的研究

一九九三年三月

研究代表者

吉岡

真

(福島大学教育学部)



附屬圖書館
謹呈

104年
2月
24日

吉岡
著者
真

平成三・四年度 科学研究費補助金（一般研究C）

研究成果報告書

研究課題番号 〇三六一〇一八六

研究課題 唐・宋間における支配層の構成と変動に関する基礎的研究

研究代表者 吉岡 真（福島大学教育学部・助教授）

研究分担者 寺地 遵（広島大学文学部・教授）

研究経費 平成三年度 一、〇〇〇千円

平成四年度 七〇〇千円

計 一、七〇〇千円

研究発表

吉岡 真 「北京図書館所蔵唐代墓誌拓本管見」〔『アジア史における地域自治の基礎的研究——平成三年度科学研究

費補助金総合研究（A）研究成果報告書——』、一九九二年三月、広島大学文学部、六一―九頁）

寺地 遵 「日本における宋代史研究の基調」〔『中国史学』第一卷、一九九二年一〇月、中国史学会、一九二―二二

〇頁）

研究成果

最近の中国史研究のなかでも、とりわけ唐代史分野では、各種の人名・伝記史料索引の出版や石刻史料漢籍・墓誌拓本の影印公刊があいついでおり、唐代支配層に関する研究は、史料の面で全く新たな段階に入ってきた。更にまた、宋

代史研究においても、伝記・政治史編年史料の索引と多種の地方誌・金石関係書が続々と発刊され、今日、かかる索引と史料をいち早く使用して研究の基礎となるデータを学界に提供することが、宋代士大夫層研究の重要な課題となっている。

本研究は、従来の唐・宋関係基本史料に加え、以上のような近刊の工具書・漢籍史料を十分に利用し、更に考古学的出土史料写真をも精査することによって、唐と宋の中国史上まれにみる変革期における、当代支配層の階層的・地域的構成とその変動に関する実態について、一定のデータをまとめあげ、今後の唐・宋政治社会史研究に資することを目的としたものであった。そしてこの二年間の研究成果を略述すると以下の如くなる。

(一)まず、唐代史部門では、①吉岡真が、唐朝最盛期(八世紀前半)の中央官僚機構内要職就任メンバーに関する伝記・系譜史料、詔勅類、墓誌拓本写真等を収集・整理し、玄宗朝の政権内部構成とその変遷過程や、就任官人群の出身地域・階層的特質を容易に把握し一覽しうる人的構成年表とその基となる史料考証を作製した。②更に吉岡は、以上の如き、唐朝官僚機構内メンバーの、比較的広範で多人数の分析作業にとっては必須の史料である唐代墓誌(現存のもの、約六、〇〇〇〜七、〇〇〇点)の、系統的調査と整理に取り組み、従来の、唐人文集・石刻史料漢籍に収録の唐誌(草稿・録文)に加えて、近刊の北京図書館所蔵唐代墓誌拓本写真三、〇〇〇余点(解放前出土)や『隋唐五代墓誌匯編』(一九九一〜九二、天津)所収の解放前後出土唐誌拓写真五、〇〇〇点弱、などを精査して、編年的整理を進めつつあり、近い将来、現存唐代墓誌の全体を見通すことができる総合目録を公表する予定である。

(二)次に、宋代史分野では、寺地蓮が、従来の研究では不明確であった南宋朝政権の崩壊期における地域事情の解明に着手し、その一例として、南宋期台州黄巖県の地域発達の過程を、地方誌・鐘銘、墓誌銘文等の新史料を駆使して復元し、在地支配集団を核とした官民一体の「地域」(黄巖)が南宋末に実現したこと、まさにこのことが、南宋政権崩壊期に浙東地方では数少ない、モンゴル軍への軍事的抵抗が、在地地主の連合によってこの黄巖県で試みられた歴史的背景であったことを克明に分析した。

本書は以上この二年に亙る研究成果の報告書であり、その成果の一部が本報告書のなかに盛り込まれている。

(研究代表者 吉岡 真)

目次

一、南宋末期台州黄巖県事情素描……………寺地遊一

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——……………吉岡真三三

一、南宋末期台州黄巖県事情素描

寺地 遵

はじめに

- 一、「宋・慶善寺新鐘銘文」をめぐる
- 二、宋代、台州黄巖社会の特徴的諸相
- 三、宋代、黄巖水利事業の展開と特質
- 四、南宋期黄巖宗族の運動——牟氏・杜氏・朱熹を中心として
- 五、南宋末、牟大昌起義の限界と元代、地域内結合の解体
- 六、註・附函・附表

はじめに

一二七六年正月、元軍が首都臨安（杭州）に迫り、南宋朝は降伏した。以後、福建・両広などにおいて抵抗活動が続けられたが、一二七九年六月、〈崖山の戦い〉の敗残軍が元軍に降り、組織的抵抗は終わり、元朝の中国統一が成就した。この経過は、いわば権力中心の所在と運動の追跡である。南宋政権の下で政権中心と無縁であった地方は、この間の政治過程——政権交替過程に対してどのように対応したのであるか。これまで泉州、蒲寿庚の活動を通しての宋元交替期の観察は著名であった⁽¹⁾

一 南宋末期台州黄巖県事情素描

けれども、他に類例は余り多くはない。本稿は宋元交替過程を格別の特色もたない一地方から見ようとした一事例研究である。

なお、ここでいう黄巖県とは、宋元期のそれである。明の成化年間にそれまでの黄巖県は、黄巖県と太平県に分割されているけれども、ここでは現在の黄巖県、椒江市、温嶺県（旧太平県）を含む境域をさしている。また、以後に頻出する『台録』とは、『台州金石録』を、『墓志』とは『台州墓志集録』（台州地区文物管理委员会・台州地区文化局編、一九八八年刊）を、『万曆志』とは『万曆刻本、黄巖県志』（天一閣藏明代方志選刊）所収）を、『嘉靖志』とは『嘉靖刻本、太平県志』（同前）を、『光緒志』とは『光緒三年刊、黄巖県志』をそれぞれさしている。あらかじめ断っておきたい。

一 「宋・慶善寺新鐘銘文」をめぐる

黄瑞編輯、王棻校正『台州金石録』巻十に収められている「宋・慶善寺新鐘銘」は、これまで研究者の注目をひいたことは無いようであるけれども、南宋末期の台州黄巖県事情について実に多くの情報を提供して

くれる。鐘の高さは九尺、周囲は一丈三尺五寸——一丈七尺六寸、厚さ四寸五分、重さ六千斤（約三・五八トン）である。淳祐九年（一一四九年）六月四日、火災によって慶善寺伽藍は焼尽したが、時の黄巖県知事王華甫の主唱により一五〇万貫文の資金を県内外の官民より広く募り、六千斤の大鐘は辛亥年（淳祐十一年）閏十月九日に成ったとされる。

そしてこの大鐘の最大の特徴は上下各層六区、合計十二面にびっちらと鑄こまれた銘文、特に千数百名を数える「捨錢結銜姓氏」——寄進者名簿にある。知県・県丞・県主簿・県尉兼僉庁・県酒税などの県官、宗室趙氏の黄巖県寄寓者、同じく寄居の士人群、郷官と称せられている在郷有力者、進士の敬称をもつ人々⁽¹⁴⁾、多数の僧尼、道士らが一般寄進者と共に名を連られていた。おそらく黄巖の官民有力者はもれなく網羅されていたと言つて過言ではなかった。『嘉定赤城志』は嘉定十五年（一二二二）にかけて、主戸四万九千二百三十三戸としていた。約五万戸として、この大鐘に一般姓名——官人・士人・僧道者を除いたもの——は、約一千余名を数えることができるから、五十戸に一戸の割合となる。そして最低一千文以上の捨錢——新鐘鑄造資金寄進を行いた人々は、まづがいなくこの時期の黄巖県在地有力戸と見てよいであろう。なお寄進者名は殆んどが女性名である。これは女性が男性より信仰心が厚かったことを意味するものではなく、仏寺に寄進をする場合の一般的慣行であり、婦女子も必ず各戸主・家長の意向をうけての寄進、すなわち各戸を代表して寄進行為であったと考えたい。参考までに名簿の一例を示すと、

漢城保（鐘面下第五区）

王道真、王庚妻許四乙娘、男寿老、各壹千。王元盛、王元敬、王蘭孫、

于百十娘、孫十三娘、吳廿五娘、洪廿七娘、黄廿七娘、林五四娘、徐頭、各十千足。阮伯寿、陳三一娘、各人一千足。といった形態をとっていた。

また、寄進者名は捨錢者居住の地名によって束ねられていた。その地名は延べ百十数箇所ある。郷・保・村名などで繰返しあらわれるもの、および黄巖以外の地名を除き整理すると六十三箇所の地名が残る。それらを、『嘉定赤城志』にはじまる各種の台州府志、黄巖県志、太平県志、『浙江全輿図並水陸道里図』（清・宗源翰等原纂、民国・徐則恂等修訂）、『浙江省郷鎮村名手冊』（一九八五年）、『中華人民共和国地名詞典 浙江省』（一九八八年）、『浙江省地図冊』（一九八九年）などによって追跡できたものが四十数箇所あった。いまその概略を図示したのが添付Iの「黄巖県水系・地名（宋元期）大略図」である。

これによると、南宋代には台州では浜海田が発達したとされるが、殆どどの集落は山麓に展開しており、瀕海の地ではなかったことがうかがわれる。なおこの点を含めた黄巖県地域開発の進展概略は後ほどで再び触れることにしたい。

要するに、慶善寺新鐘鑄造事業——百五十万貫募集の大事業が、官民一体によって遂行されたこと、その際に黄巖県下の多数の郷村と在地有力層——全主戸の五十分の一にあたる——がこの事業に参加していたこと、すなわち官民一体性および捨錢者の広範囲性と大量性をまづ指摘しておきたい。

次に注目すべき点は、刻銘願文にみられた趙氏政權——宋王朝の永遠を祈願する、いわば一種の国家主義の発露である。銅鐘の銘文は概して

仏の功德を謳い、称名や仏典の章句を主銘文とするのが通例であろうが、この大鐘は、「願わくば是の功德を以て、上の聖寿の此の鐘声と同じきを祝る」と述べ、しかも撞木のあたる箇所の上には、「祝延今上皇帝聖寿無窮」の一行十字が正書してあった。皇帝の恩徳と仏徳を同じく感謝し、皇帝万歳を祈る主銘文は余り例を見ない。これはこの大鐘の第二の特色といえるであろう。

以上、県知事の主導の下に官民一体となって巨費を募集して大鐘鑄造事業を遂行したこと、鐘音にこめられた仏徳と皇帝の恩徳を一体としてとらえる考え方などは、十三世紀半ばの台州黄巖県の社会的精神的状況を集中的に表現していた。だが、こうした傾向——一種の素朴性と樂觀性は南宋末期の全体的一般的基調では決してなかった。例えば同じ頃の首都臨安の状況は極めて悲惨性と陰鬱性に満ちたものであった。

『南宋京城杭州』（杭州歴史叢編之四）、一九八八年）所収の「南宋臨安大事記」、『南宋都城臨安』（林正秋著、一九八六年）所収の「南安臨安大事編年記」、更には『浙江災異簡志』（『浙江簡志之六』、（一九八九年）所収の「水災志」、「旱災志」などをひもとけば、十三世紀半ばの悲惨なありさまを容易に知ることができる。一二三五年の五十三万戸を焼き尽したとされる大火、連年の久雨・大水、大雪、大旱と自然災害がつづき、「都城大いに荒る。飢者は食を路に奪い、盗は隠処に於て人を掠売し以て利を徼む。市中、人を殺して以て売る。日未だ晡れずして路に行く人なし」（『宋季三朝政要』卷二、理宗・嘉熙四年——一二四〇年——正月）、というありさまであった。数年後、宰相に拔擢された杜範は嘉熙四年の上奏文において、「行都の内は氣象蕭条とし、左浙近輔は

殍死するもの道に盈ち、流民は充斥し、未だ安輯の政を聞かず」（『宋史』卷四百七、本伝）、と述べていた。

また政権中枢において、王朝の前途に対して希望が見出せず、ベシミズムが顕著であったことは、一二五五年、時の右丞相董槐らの上奏文が、「今日の事勢は安危を以て論ずべからず、当に存亡を以て論ずべきに直れり」（『宋史全文』卷三十五、理宗・宝祐三年九月の条）と言っていたことに、よく示されている。南宋政権の崩壊、状況の閉塞性を予感・予知した発言は随所にうかがえるところである。モンゴルの圧力、戦争財政維持のための底しらずの会子発行、それに伴う國家財政の破綻と信用力の喪失、皇帝を含めての政治指導力の低下などは、臨安を見舞った災害に相乗的効果を加わえ、臨安の一般状況を極めて陰鬱なものとしていた。⁽²⁾

要するに、十三世紀半ば亡宋に先立つこと四分の一世紀にして、首都においては亡国——王朝の将来の見限りが公然と話題となっていたのに対して、浙東の僻地、黄巖においては皇帝の聖寿万歳が祈念されていた。この落差は南宋末期の権力中心と末端・周辺を展望し検討する際に重要な要素である。とりあえずここでは浙東沿海南部におけるオプティミズムを慶善寺大鐘銘文に確認できることを指摘しておきたい。

さて次に宋元交替期における黄巖県の一大特色として指摘できる事件は、一二七六年十一月、元軍の侵攻に対して在地地主連合——土豪の牟氏と杜氏らが「大宋忠臣」を標榜して義軍を組織し軍事的対決を試み、一族殲滅されたことである。『万曆黄巖志』卷六、人物志下、忠義、は

次のように伝えている。

牟大昌、字は逢明、号して北黎、茅畚の人たり。性は忠義にして驍勇は絶倫たり。宋末に文信公の義檄に応じ、姪の天与と与に兵を聚め勤王とす。浙東提判の杜淵、其の賢を聞きて辟きて大昌を都将と為し、天与は之に副とす。未だ幾もせず、元は台州を陥す。衆を率いて之を禦ぐ。其の幟に題して曰く、大宋忠臣、牟大昌の義兵、今起ちて(文)天祥に応ず、赤城已に降り虜の黄山と為ると雖も、之が恨と為るを願わずと。黄土嶺に於て力戦して死す。虜は入りて其の家を屠り、従妹の則娘は崖より投じて死し、兄の土伯の二女は笄に及ぶも皆自ら縊死す。宗族男女で死する者は計るに勝うべからず。時に景炎丙子十一月二日なり。寇退きて里人は屍を昇ぎて之を葬る。

文天祥の呼びかけに依じて元軍と戦い、殲滅された訳である。『文天祥全集』(一九八七年)、万繩楠著『文天祥伝』(一九八五年)、陳世松・匡裕徹・朱清澤・李鵬貴著『宋元戦争史』(一九八八年)などによれば、一二七六年二月末、文天祥は杜澹(黄巖県杜曲出身で理宗期の宰相杜範の従子)らと共に元軍に拘禁されていた真州を脱走し、当時趙氏逃亡政権の所在地であった福州(福安府)に逃れた。しかし福州亡命政権と將來計画が一致せず、七月に出身地である江西方面に亡命政権を樹立するため、福州から江西に向った。その際、杜澹に台州・温州に赴き、「招集兵財」を命じたとされる(『全集』、「杜大卿澹序」)。彼の構想は浙東・閩広・江淮の土豪層を組織し反元闘争・ゲリラ戦を展開し、趙宋政権の再興を図ることにあった。

杜澹は『万曆志』によれば、「字は貴卿、清獻公範の従子。性は忠義、

任侠、智略あり。徳祐初め義旅四千人を集め勤王とし、文丞相と西湖上に見ゆ」(巻六、忠義)とある。また先の牟大昌の記事に見られた杜淵は「字は源卿、丞相範の子。大社令を授けられ、浙東提挙に終る」(同前、巻五)とある。おそらく文天祥——杜澹——杜淵という人的連らなりの中で、在地土豪牟氏がその子弟を動員して義軍を編成したのである。また杜一族と牟氏とは血縁関係があったが、この点は後で述べる。元軍はこうした宋の残存勢力の動きに対して、一二七六年十一月、大軍を温州——瑞安に送り、瑞安を降し、ついで福安を陥落させ、趙昱・陳宜中・張世傑らが福州を拠点として構築していた亡命政権の「収復浙南闘争」(『宋元戦争史』)に止めをさしていた。

こうした大状況の中での十一月二日の黄巖県の反元闘争であって、歴史の中の小さなエピソードにすぎないとも言える。しかしこの時期に——一二七六年秋冬期に浙東において、在地土豪による反元軍事闘争がどこでも広く見られたという訳ではないのであるから、この牟大昌起義は黄巖の特別の事情の表現形態として殊のほか注目してよいものであろう。ましてや先述の通り、一一五一年には大宋皇帝聖寿万歳を祈願した大鐘が铸造された土地柄であってみれば、なおのこと蟻卵の斧のように見える牟大昌勤王軍の歴史的社会的背景を分析し、どうして黄巖在地土豪がおそらく全滅覚悟の反元闘争を敢行したかが問われねばならない。こうした具体的場面の背景と構造を探ることによってのみ、宋元交替期における地方社会・地域と王朝権力との現実的關係・接点が明らかになるであろう。

二 宋代、台州黄巖社会の特徵的諸相

本章においては専ら宋代、特に南宋期台州黄巖県の素描を試みてみたいとおもうのだが、よるべき研究が乏しいことにおどろいている。一九八八年十一月の中国水利史研究会大会において、当時、竜谷大学大学院の小野泰氏が「宋代台州の水利問題——州城の修築と治水対策——」と題した報告をされていた。また同年七月、「宋代台州の開発と水利」と題する論考をまとめておられる。⁽³⁾しかし寡聞にして他に類例の論考を見ることはできなかつた。⁽⁴⁾それ故に本章の内容が相当に粗雑なものとなることをおそれるのであるが、あえて一応の展望を試みてみた。

さて中国史における台州の歴史的沿革については、歴代地方志が詳細に記述しているのは当然であるけれども、今は『台州風俗志』（台州地区文物管理委員会編、一九八五年）、『浙江風俗簡志、浙江簡志之五』（浙江民俗学会編、一九八六年）所収の「台州篇」によって概観してみたい。なお前著はそのままに後者に収録されているので、ここでは一般に手にしやすい後者にしたがう。すなわち、

台州は浙江東南に位置して、山を傍とし海に面する。（中略）台州は漢代以前は甌越の地に属した。漢の昭帝・始元二年、始めて回浦県が治けられた。これが台州建県の始まりで会稽郡に属した。東漢の光武帝の建武年間に改めて章安県とした。三国時代は呉に属し、臨海郡と称し、統轄領域は殆んど温・処・台の三府を包括していた。東晋の太寧年間、臨海郡温嶠嶺以南を分ちて永嘉郡を置き、臨海郡は章安、

臨海、始豊（今の天台）、寧海、樂安（今の仙居）の五県を統轄した。（中略）唐代武徳年間に臨海郡を改めて海州とした。久からずして、又、海州を改めて台州とし、臨海県を分ちて永嘉県（後に黄巖県と改称）を置いた。此より台州の名は一貫して今日まで沿用されている。

当時、台州は海隅に偏処し、交通は閉塞であつたので、朝廷は罪臣を貶謫する荒蛮の地に当てていた。『新唐書』駱賓王伝では、「武后の時、（賓王は）しんじ数々上疏、言事す。下して臨海丞に除す」と載せられている。『新唐書』沈佺期伝では、「張易の敗るるに会し、（佺期は）……よ稍く台州祿事參軍事に遷さる」と載せている。これら著名な文士が台州に到来したことは、台州文化の発展と礼儀・習俗の形成にさまざまな貢獻をなした。（中略）北宋中期、社会は比較的安定し、台州各県官吏は全て風俗を整頓する努力を重視した。『嘉定赤城志』によれば、皇祐年間、仙居県令陳襄は学校を興し教育を發展させ、自ら「勸俗文」を書き、生活・生産・歳時・礼儀等の方面に比較的体系立った倫理道德を提起し、百姓が習うことを求め、漸次新しい風俗習尚を形成して行つた。（中略）宋室の南渡以後は政治・経済・文化の中心が南移したことにより、台州は「輔郡」、「薰郁涵浸し遂に文物の区と為す」と称せられた。淳熙年間に著名な理学家朱熹が台州に來りて講学し、受業者は大變多く、当時の台州は「小鄒魯」と称せられ、民間の婚嫁・喪葬・歳時・礼儀などの習俗は「文公（朱熹）家礼に遵う」とされた。

南宋に確立した各種習俗は元明清三代に基本的変化は無かつた。ただ明代以後、礼儀は一層の繁縟さを加えただけである。『嘉靖太平県

志』によれば、太平県（後に温嶺県と改称）は成化年間に黄巖県より分出した後、歳時・婚嫁・喪葬・生活・生産などはただ黄巖の習俗を継承しただけでなく、また南方の温州楽清県一帯の習俗を吸収した、と述べている。清代には玉環片が設けられて以後、一層台州と温州両地区の風俗の吸収と融合の一体化がすすんだ（『浙江風俗簡志』、台州篇、第一章概述、四八四—四八六頁）

この文章から台州が宋代までは僻遠の地で、罪臣を貶謫させるほどの地であったこと、宋代に至って政権の南遷も加わって発展したこと、宋以後は大きな変化の乏しいことなどがうかがえる。

次に添付IVの「台州・黄巖県戸数変遷表」は、台州および黄巖県に関する唐—明初の戸数の変遷を示したものである。一元的基準がある訳ではなく、ただ史料に遺された数字の列挙に過ぎない。また北宋・崇寧元年（一一〇二）と大観三年（一一〇九）とは僅か七年の相違であるけれども、台州五県の総戸数（主戸、客戸を合計した）は八万六千余戸も増加している。これは中央で整理・集計された数字と、地方志に記録された数字との性質の違いに何か秘密がひそんでいる感じがするけれども、今は深く立ち入ることはできない。ともかく宋代、ことに南宋代に台州の戸数が増加し、地域発展史の視点からみた時に一画期であったことはまちがいないであろう。

なお、戸数、主客戸の割合、墾田面積、苗米額、両浙における特色等については、宮澤知之氏の一大労作、「宋代先進地帯の階層構成」（『鷹陵史学』第一〇号、一九八五年九月）に詳述してあるので、ぜひ参照してほしい。

さて、黄巖県を含めた台州が両宋期を一大発展期とすることはおぼろげながら推定できるとして、それではその内容、発展の具体相はどのようなものであったのであろうか。その際に一箇の示唆を与えてくれる研究として、台州黄巖県より南方に位置する浙江、温州平陽県の開発過程に関する本田治氏の研究、「宋元時代温州平陽県の開発と移住」（『佐藤博士退官記念中国水利史論叢』所収、一九八四年）がある。氏はそこで、平陽県には唐末五代に南接の福建地方から大量の人口流入・移住があったことを明らかにしていた。平陽県という、いわばフロンティアに南方の福建からの移民があり、それが宋代の平陽県の性格を構成し決定していたという展望が示されていた。そして氏は科挙合格者数の変遷などを手がかりとして、この展望をたてられていた。この唐末以来、浙東南部における移住民の開拓・地域開発という現象は、台州黄巖県においても観察できるのであろうか。もしできるとすれば、どのようにして可能であらうか、これはなかなか難しい問題である。

ところで、先に台州事情を概観する際に参考にした両書は、ともに「居住篇」において台州村落の特色として宗族制の卓越性を指摘していた。例えば

〔村落〕 台州各地の人々は概して聚集居住の構成原理をとっている。数戸、数十戸、多い場合は数百戸から自然村落は成り立っている。

（中略） 村落構成のいま一つの明瞭な特徴は、宗族結合によっていることである。一箇の村落が同一宗族の集居地であったり、二箇以上の宗族の集居地であったりする。同時に一箇の大宗族が二村に或いは二村以上の村落に分居することもある。当然、少からざる村落が氏族関

係によって構成されていない場合もあるけれども、その場合でも相当部分は姻籍・閥閥関係を追遡することができる(『台州風俗』、四六頁)。

この文章は、台州の村落は、①集村形態をとること、②一村落が概して同一宗族から、或いは限られた宗族からなることをその特質として指摘していた。これは台州事情を理解する上で極めて重要な要素である。そして台州特有とされる同一宗族聚居の風に加えて、大家族制が宋代以来みられたことを指摘しておきたい。

文革後、一九八三年以来三箇年をかけて、台州地区文物調査事業が行われ、新中国成立後に台州において発掘・発見された宋明間墓誌約三百点のうち、百四十一点を集録した『台州墓志集録』⁽⁵⁾——当然に『台州金石録』未収のものばかりである——をひもどくと、大家族聚居のありさまを随所に見出すことができる。即ち

合門數百指、嘒嘒怡怡(『宋・応宏甫継妻牟氏墓志』)。

菜田不滿百畝、仰事俯育、□二百指(『宋・□尚綱妻李氏墓志』)。

聚族而居焉(『元・董文彪墓志』)。

などの事例をあちこちに見ることがができる。また黄巖と縁の深かった葉適の文集の黄巖関係墓誌銘を点検してみると、「家は世々豪族たり、高曾(祖)堂に在り、閩門の骨肉は百余、房戸は多し」(『水心文集』卷十四、「忠翊郎致士蔡君墓誌銘」)、といった記述もある。

黄巖県(治)より南行すること四十里、洋嶼山たり。山は海浜に特立す。堪輿家は以て其の下に異人の宅有ると為す。山麓を環りて大姓數家あり。皆な羅氏と並ぶはなし。羅族の属は凡そ千人、皆な南川先生

と並ぶはなし。先生は世々、洋嶼に居す(『墓志』、「明・羅南川暨妻鄧氏合葬墓志銘」)

とする事例は、黄巖県村落の典型といえるであろう。要するに、黄巖を含む台州は宗族制・大家族制の卓越性を社会的特徴としていた。

以上のことを念頭において、黄巖県に限定して、ある一族が何時、どこから移住してきたかを、次の四資料群からひろい出してみた。すなわち、①『台録』、『墓志』所収の墓誌銘、②台州黄巖県と閩系の深い葉適の文集所収の墓誌銘、③『光緒志』卷二六、芸文、書録、所収の宗譜・族譜序文、④同、卷三四、金石、所収の墓誌銘などである。黄巖のみに限定して合計六十三例を集めることができた。その個々の事例内容は添付のⅢ表、「黄巖県関係墓誌銘等一覽」のとおりである。

墓誌を遺し、族譜・宗譜を編纂することは当然に有力富裕戸に限られる訳であるから、ここで収集した事例をもって直ちには黄巖の一般傾向と等置することには慎重でありたい。しかし今のところ他に有効な方法も見出し難い段階においては、宋代における黄巖事情測定の一方法として許容してほしいとおもう。

さて、重複したり、あいまいなものを除くと、黄巖への移住期については、四十例が該当し、うち、①五代に黄巖に移住したと確実に認められるもの九例、世代数を計量したりして推測できるもの一例となる。また②宋代に移住してきたものは確実例十六、推定例六を数えることができる。更に③北宋末から南宋初めの間に、宋室の南渡に伴って避難・移住したものは八例あった。そうすると宋代は合計すると三十例となる。今日残されている事例中で実に七十五パーセントを占めることになり、

黄巖県において宋一代が移住者を大量に迎えた時期と規定することも可能であろう。そして金の圧迫によって宋政権が南遷したことがこの移住現象に拍車をかけたこと⁽⁶⁾を特に確認しておきたい。

次に、どこから移住してきたかについては、五十三例をとり出すことができる。①黄巖に世居というもの十例、②黄巖県内の移住および浙東近隣諸州——台州臨海県、同仙居県、衢州、婺州、温州など、いわば浙東域内からの移住例は十一あった。③福建——閩からのもの十三例、④北方——開封、杭州、越州、会稽など宋室の南渡に関係する場合が多い——からの移住は十一例。そして不明四例、地方官として黄巖県に赴任し、退官後も居つた場合四例を数えることができる。

これによる限り、福建移住例が全体の約四分の一を占めていて、第一位にあることに、まず注目したい。先述の本田氏の考察と同じく、宋代台州黄巖県への移住者——移住宗族の首位が福建出身者であったことが、ここでも確認できる。浙東沿海地方が、福建移住者によって開発されたという構図がはつきりとあらわれていた。次に注目すべき点は、墓誌や族譜をのこした有力宗族の十九パーセント程度がいわば土著であり、圧倒的多数——八十一パーセントが何らかの形態による移住者によって占められていたことに注目したい。宋代に黄巖が人口数を増加させ、発展したとしても、その発展の主力は他境からの流入者・移住者によって占められたことは注目に価する。要するに、少し極端ないい方かも知れないが、宋代黄巖県とは「移住民の邦」であり、南方——福建、北方——杭州・越州、西方——浙東内陸部など各方面からの移住民を受け入れ、移住民に満されたフロンティア、開発途上地域という性格が濃厚であつ

たと考えられる。嘉定十五年（一二二二）、知県として赴任した蔡範の眼に映つた黄巖とは、「況んや黄巖の壤は山に襟れ海を帯す。膏腴たり百万畝、其の地は日に益ます墾闢たり。藁宇たり十万家、其の民は日に益ます蕃庶たり」（『赤城集』巻四、「黄巖知県統題名記」というもので、発展する南宋半ばの様子を伝えていた。

そしてこうした理解は、これまた先述の宮澤氏が提起された展望とも重なつてくる。氏は宋代両浙路の土地所有状況、階層構成の分布を包括的にとらえることを主目的とし、台州五県は「陂塘地帯」という枠組みにおかれていた。ここでは黄巖は主要な分析対象ではなかったけれども、ほぼ相似た自然条件をもつ温州永嘉県などの分析から、浙東陂塘地帯の特質を、一戸当りの地主的土地所有は平均的に小規模であること、自作地の割合が大きく、多くの者が自己経営の核を自作地としてもつていたことなどを指摘されていた。こうした特質は黄巖にも認めることができる。

南宋末の黄巖の名士、車若水は「邑は千戸聚む。而して大姓は甚だ稀にして、其の田は且つ少し」（『光緒志』巻六、「黄巖県社倉記」と述べており、同じく杜範は「吾が邑は土広く人稠し、厥の田は斥鹵を作して歳入は鮮少たり」（同前、「陳氏本佃莊記」と述べていた。大土地所有制は発達せず、かわつて小規模な自作地経営が主流であつたのは、移住民の邦という黄巖の基本的特性が深く係わつていたからだと考えられる。宋室の一員である趙伯淮について、「黄巖に僑居す。未だ其の俗を習わず。田を市^{あが}に皆な瘠土を得たり。公は庸保をして力耕せしめ、常に善熟たり、以て資用に供して乏しきはなし」（孫応時、『燭湖集』巻十一、

「宣議郎趙公行狀」と伝えられていた。また父の代に建州より台州黄巖に徙居した葛自得は「田園甚だ狭し、而して力治するを以てし、少しも惰せず」（『水心文集』巻二十五、「宋葛君墓誌銘」）と伝えられていた。

宋室に連らなる上流階層の人も無名の福建移住者も、移住民の邦においては程度の差こそあれ、自ら労働し耕作を行い、或いは直接的農家経営を行わざるを得なかった。黄巖では「里に貴客なし」（『万曆志』巻一、風俗）と言われ、黄巖の風俗を論ずる文章には必ず引用される文句であったが、それはこうした新開地と住民の多くが移住民という性格が大きいかかわっていたと考えられる。要するに当時、浙西に発達した大土地所有制とは異質であり、小規模の自作農の世界、しかも宗族制に立脚する移住民が多数を占める世界、これが宋代黄巖地方農村の特質であったことを指摘しておきたい。

三 宋代、黄巖水利事業の展開と特質

台州の地勢は概して西方が天台山脈・大盤山脈・括蒼山脈と連らなり、東方は東シナ海に面して、主要な河川・溪流も東流するものが多い。黄巖は州東南部に位置して比較的広い平野をもつ。その概ねの様子は添付Ⅱの『万曆志』所収の俯瞰図の通りである。これは無論、現代流のものではないが、概念図としてはよく工夫されている。黄巖では「歳に三収すべし。既に稲を穫れば乃ち菽を芸う。菽を収むれば麦を種う。宋語に言う、黄巖熟すれば（台州）五県、虚しからずと」（『嘉靖志』巻二、水利、「贊曰」、稻・菽・麦の年三収が可能であり、「黄巖、号して楽土」

『万曆志』巻一、「元・元昉、先賢祠堂記」であったと伝えられていた。さらに南宋の朱熹は、「（黄巖は）近来、出穀最も多し、一州四県皆な給を仰ぐ所なり、其の余波は尚お能く陸運して以て（隣の明州）新昌・嵎県の闕を濟う。（中略）黄巖熟すれば則ち台州は飢饉の苦しみ無かるべし」（『朱子文集』巻十八、「奏巡歷至台州奉行事件状」）とも述べていた。

他方、山海に迫られた地形であり、「昔の人謂う、釜底なりと。田は十歳にして率ね九荒、民或いは其の中に菱牧す」（『嘉靖志』巻二、水利）とも伝えられていた（傍点は筆者）。また『嘉靖志』によれば、「漢志亦た称して、越地は卑湿にして民は漁獵・山伐を以て業と為し、毘廛に生を翳みて積聚は亡し。魏晉以還、民は稍々、盛然たるも、水利は未だ興らず」とし、唐の杜甫の「台州の地、潤海は冥冥たり、水長く島嶼の青きに和す」とする詩句を引き、「以て其の概ねを想見すべし」と述べていた（巻二、水利）。

先に黄巖が未開の地であり、急速に開けたのは宋代以来であることにふれておいたが、それは今みてきた様な状況を出発点としており、ひとえに水利事業を体系的に実施することによる、人功・人為の所産であった。明の台州府知事、周志偉の適確な整理にしたがえば、

臣竊に見るに、本府の各県は山多く田少く、土地最も瘠せ人民最も貧し。惟だ黄巖・太平両県は稍や平壤と称す。然れども亦た山を負い海に頻び、中は平坦と雖も四面の地勢は頗る高く形は釜を仰ぐが如し。雨すれば則ち衆水は奔趨し頓に湖蕩を成し、旱すれば則ち諸々の源と隔絶し斥鹵を成し易し。故に両県は台州の最を為し、水利の両県に在

るや尤も切要を為す(『嘉靖志』卷二、水利、「太守周公奏疏」)

とある。すなわち黄巖地域発達史の観点から整理すれば、第一期として、〈釜底〉と呼ばれる山地と海岸部の中間地帯——低窪地開発以前の状態、いかえれば谷地田と湧水や溪流をせき止めた埭による小規模な水田経営の状態を設定することができる。淳熙十四年(一一八七)、黄巖出身の進士、王居安による「黄巖浚河記」は、「元祐以前は、(中略)大率ね球を為し以て水を堰め頗る高田の利を為す」(『嘉靖志』卷二、水利)と述べており、黄巖農業の原姿をうかがわせている。そして既に紹介した慶善寺大鐘鑄造捨銭者関係地名図を照し合せれば、この点は一層はっきりと理解できるであろう。先の図は一二五一年頃の地名の追跡・復元であつたが、耕地が山海間の低地、所謂、釜底に及んでいたとしても、聚落の大半は依然として山麓・谷地・丘陵と平地の接点に散在しており、いまだ低窪地に展開はしていなかった。

しかし北宋半ば過ぎには、谷地田——高田に匹敵する規模で下田——低窪田が開発されていたことは、先に引用した文章が前の文に続けて次の様に述べていたことよつて明瞭である。すなわち「(頗る高田の利を為す)、而して下田はこれを病む。水潦大いに至らば、下郷の民は百と群を為し、梃を挟み刃を持って以て埭を破る。遂に鬭争・格殺の事あり」と伝えていた。高田地区と低田地区との水問題をめぐる矛盾は住民間の暴力沙汰を引き起していた。これはまた移住期の先後とも深く関係する、いわば移住民の邦である黄巖県固有の社会問題でもあった。

そうした状況下で、「宋の元祐間、羅提刑適、始めて水利を興すのみ」(『嘉靖志』卷二、水利)とあるように、提点刑獄公事として台州に赴任

した羅適は、台州寧海県出身で事情にも通じていたのである。官河と呼ばれる一大用水路網と一群の閘門を開いて、先の課題に解決を与えようとした。

宋の元祐の間、提刑羅公適は本路に持節たり。此の邑の水利を知るこ
と詳きを為す。其の埭の大なるものに因りて永豊・周洋・黄望の諸閘
を増置す。早すれば則ち閉して以て水を蓄え、潦すれば則ち開きて以
て水を洩す。民は大いに以て便と為す(同前)

黄巖地域発達史から見れば、宋元期を貫き明代半ばに及ぶ第二期にあたる時期の始まりであつた。山海間の〈釜底〉と称せられた低窪地に、主流(官河)の長さ百三十里、九支流各二十里、九百三十六涇・七十五万丈、十一閘、二百余埭の一大水利体系を設け、貯蓄水と排水を行い、一方、海水の湖上を防ぐシステム建設の出発であつた。そして頻海の沙泥地に海塘をめぐらすことよつて実現する海塗田の発達は、黄巖県では明代半ば以降、いわば第三期に該当する。

さて官河とは『嘉定赤城志』卷二十四、山水門、黄巖、によると、「官河は(治)の東南一里に在り、南浮橋より南流し審嶺に至る二百三十里、陸程は九十里、広さ一百五十歩。又た別に九河を為す各おの二十里、支は九百六十涇を為す、丈を以て計りし者七十五万丈。分ちて二百余埭、其の名は彈記すべからず。綿々として靈山・馴雉・飛鳧・繁昌・大平・仁飛・三童・永寧の八郷に互る。概田七十万有奇たり。旧と閘を建つ一十有一、時を以て啓閉す。其の仁飛に隸する者は曰く常豊清混斗門、飛鳧に隸する者は曰く交竜、靈山に隸する者は曰く鮑家歩・長浦、繁昌に隸する者は曰く周洋・回浦・永豊・黄望・金清、其の区画の詳し

きは元祐中の羅提刑適より防む。淳熙中に勾提拳昌泰により広められ、既にして李謙・李大性らは踵ねて使指を將て又たこれを重修す。役は大にして費は鉅なり、煩に至る。朝廷は封樁を撥し度牒を降し、以てこれに附益し、規模は宏遠なり」とある。ここから黄巖水利計画の基本像——官河と呼ばれる長大水路網と閘門群のシステムの大要がうかがえる。官河が蛇行し屈曲して南流することによって、流域の広大な斥鹵地の脱塩化が可能となり、農地に転換できた。しかもこの山海間の低窪地——官河流域の農地化は北宋期に完成したのではなく、羅適に始まって南宋末の王華甫に至るまで、約百余年の歳月をかけてシステムは完成し、「号して楽土」となった。この点は添付Vの「黄巖県水利関係事業大事年表」において整理しておいた。元代の林昉は次の様にまとめている。すなわち

黄巖は田畝百万と為す。其の南郷に在る者は七十一万五千有奇。元祐中に羅公適、永豊・周洋・黄望の三閘を建てて溢涸を啓閉すれば大いに農の便たらんと奏す。淳熙九年、朱文公は浙東に提挙たり。増築を銳意し規画は已に定れり。大府錢一万緡を黄巖に下して工の興すを請う。而して江西に衣繡たり。明年、蜀人の勾竜公昌泰は公の政を継ぎ、二万緡を益さんことを請う。遂に回浦・金清・長浦・鮑歩・蛟竜・仙浦の六閘を建つ。最後に知県の陳君遇明は石湫を建て、王君華甫は細嶼を建つ。是れ由り黄岩は号して楽土たりと(『嘉靖志』卷二)、「先賢祠堂記」)

羅適——朱熹——勾昌泰——陳遇明——王華甫と十一世紀末より十三世紀半ばに及ぶ黄巖事業発達史を概観していた。なお官河系水利事業とい

う点において、隣接の温州或いは福建地方がこの時期に海塘をめぐらし、海塗田・浜海田築造を地域開発の基軸としていたのと大きく相違していた。ここに黄巖地域発達史の一大特色があったことを指摘しておきたい。ところで低窪地に用水路をめぐらし閘門によって貯水・排水を実施する場合、高地から流れこむ土砂、潮汐によってもたらされる海泥が水路と閘門の機能を日々低下させ、結局はシステム全体を破壊する傾向を必然的にもった。特に海泥は、王居安によれば「潮水一石、其の泥は数斗」(『嘉靖志』卷二)、「黄巖浚河記」という有様であった。そのため「水利を言うは河を濬うと閘を置くの二事にあるのみ」(同前)と、黄巖七十余畝の水田維持の鍵がどこにあるかを示めていた。先に掲げた水利関係大事表が、置閘以外はあげて閘門の重修・重建、河道の浚渫と改修、幅員の拡大記事によって埋められていたのはこのためであった。だが置閘に平行する濬河の努力にも拘らず、閘門は淤泥によって機能しなくなり、十三世紀最末期には全面的改修を必要としたことは元の韓国宝の大工事によってうかがうことができる。このように第二期の黄巖地方は淤泥との闘いを宿命づけられていたが、明代には例えば、宋代の朱熹が建設を議し、元の韓国宝が重修した蛟竜閘も「潮水往来し、閘塞に易く」、嘉靖年間に県令の方介が「これを濬うも險年に復た塞ぎ」(『光緒志』卷三、水利、蛟竜閘)、結局、「蛟竜は遂に海泥の關する所と為る。而して東流は、亦た復入せず、積みて平陸を成す。恒雨ならば泄す無く一望緑波たり、稍嘆すれば瀦る無く万頃赤地たり」(同前)という状態になっていた。

一方、黄巖地域発展の方向は明代半ば以降、海岸部に長大な海塘を建

設し、沿海の干潟・沙地を囲いこみ、潮水と争つて耕田を獲得する方向に進んでいた。『嘉靖志』卷三、水利の項で、元代に築造・重修された閘につづけて、蕭万户塘・長沙塘・塘下塘・截嶼塘・能仁塘・江心塘・靈山塘などを列挙し、「已上の諸塘は俱に勝国(明朝)の時に築く」といひ、双行注で

郡志に云う、太平(県)の諸塘は乃ち堤を築き、以て海を捍^よぐ者なり。

天台(県)の塘の如く以て水を蓄えて田に灌する所に非ざるなり。

と、明代海塘の特性を明瞭に表示していた。また『光緒志』卷三、海塘の項をみると、

捍海塘三十里。明嘉靖辛丑、周志偉築。丁進塘六十余里。明宏治間、

為築此塘、以捍海潮、至今賴之。

洪輔塘。明正徳間修築。

四府塘。明正徳間、李推官築。

張塘。康熙十六年、張令思齊築。

などとあった。これが黄巖地域発達の第三期にあたる。浜海新田の開発、潮止め堤防・閘門建設の進展は、第二期に農地化された山海間低窪地利用に多大の影響を与えたはずである。これこそ明清期の黄巖地域発達史を考察する際の基軸たるべきものであろうけれども、この点は今必要とする記述ではないので、他日に譲りたい。ともあれ、隣接の明州、温州、福建では宋元代に海塘(防潮堤)の建設と浜海田の発達がみられたのに対し、台州黄巖県では宋元代は丘陵と海岸の中間低地の開発がまず進行し、海塘と浜海新田の発達はおこなれて明代半ば以降であったという事情を紹介するにとどめたい。

以上が水利事業発達史——耕地の拡大・生産力発展の基礎条件——を通してみた黄巖地域の歩みであった。これらを通して注目すべき点はいろいろあるが、ここでぜひ指摘しておきたいことは、開発事業に対する地方官の強い指導力・影響力である。

前章で言及したように、黄巖が北方・南方・西方からの移住民の邦であったこと、大土地所有制が発達せず、小規模の在地経営地主が一般的であったことなど関係して、未墾地の開発や水利事業に自己の資金・資金を投入して成就したとする事例は殆んどみられなかった。隣接地方では在地の富人層が積極的に自己資金を投入し、独力で海塘建設にあたっていたことと著しい対照をなしていた。先の水利大事年表では「開禧二年、里人の杜思齊が新河を開いた」一例を数えるのみである。要するに黄巖県は比較的新しい移住民の邦であつただけに、在地有力富裕層は乏しく、それだけにこうした大規模な生産基盤の整備事業はあげて地方官の指導と官銭に依存せざるを得なかつたものと推測できる。羅適以来、朱熹の場合も含めて官銭の支出が閘建設の出発点をなしていたことを見逃してはならない。官の強い指導力とは、在地富裕層の稀薄さを意味しており、それだけ官権力への依存性は強く、慶善寺大鐘捨銭者にみられる官民一体の誇示の背景には、黄巖における民富の貧弱性が存在していたといえるのではないだろうか。

四 南宋期黄巖宗族の運動——牟氏、杜氏、朱熹を中心として

これまで宋代、台州黄巖県の特徴として、新開地であり、北方・南

方・西方からの移住民の邦であったこと、同族村落・大家族制が卓越していたこと、新開地の生産基盤整備——水利事業は専ら地方官の主導と官銭の支弁に依拠していたことなどを極めて粗雑なかたちでもって展望してきた。本章においては、本稿の冒頭に提起した慶善寺大鐘にみられた官民一体性と現皇帝謳歌、さらには宋末元初の悲劇的事件——〈大宋忠臣〉を掲げて敢然と元軍と闘い殲滅されたこと——の歴史的背景を、前二章と黄巖社会の有力層の動向とを総合化することによって検討してみたい。

ところで黄巖社会は移住民の邦であると同時に宗族制・大家族制の卓越という特徴をもっていた。それが今日まで一貫する黄巖社会の特質であることは既に紹介しておいたけれども、ここであらためてふれておきたい。宋末元初の人、黄宏（字は子約）は「黄巖大家録」を遺していた。すなわち、

宋の時、黄子約は黄巖大家録を作り、一絶句を以て総括し、急就篇と為す。曰く、

宋室伝来十八家

左陳柔極流来除

潘林於馬表毛盛

戴杜朱彭孔葛車

「宋室伝来」とは趙氏の諸宗室を謂う。「柔極」とは、柔極の黄氏を謂い、「林」とは林伯和の族なり。里語に云う、林に珠梅・半横・東浦ありと、六族と謂う。皆な始基の祖を同じくして各処に散居すと云う。「毛」とは即ち丹崖の毛鼎新の族。「盛」とは即ち三坑の盛聖泉の族な

り。「戴」とは即ち南塘の戴氏なり。稍後に又た四大家あり、南丁・北蔡・東阮・西盧なり。「丁」とは即ち温嶺の丁少雲の族、「蔡」とは即ち白山の蔡博士の族。或ひと曰く、黄巖県北にも蔡氏ありと云う（『嘉靖志』巻八、外志、雜志）

これによると、黄巖では皇室の趙氏に始まって左氏・陳氏・黄氏・潘氏・林氏・於氏・馬氏・表氏・毛氏・盛氏・戴氏・杜氏・朱氏・彭氏・孔氏・葛氏・車氏・丁氏・蔡氏・阮氏・盧氏など合計二十二家が宋末に有力であったとされる。

他方、慶善寺大鐘捨銭者名簿においては、男性姓名は百五十二例を数えることができたが、その約半数の七十九例は以下の十二姓で占められていた。すなわち、陳氏（十八例、以下同様）、王氏（十二）、杜氏（八）、鄭・黄（各六）、金（五）、楊・応・周・阮・張・林（各四）である。

前者は、黄巖社会が一般的に宗族結合の卓越したところであったとしても、とくに特定の有力名門氏族が存在したことを言っており、後者の場合は前者と同じという訳ではないが、やはり特定姓氏の卓越性を具体的に示していたとみてよいであろう。

さらに『光緒志』巻二六、芸文、譜牒類、が宋以来の代表的十四氏の宗譜・族譜の序跋を紹介し、「按語」として柏山の王氏・戴氏・応氏に加えて、「故家大族、寧溪の王氏、烏巖の盧氏、柔極の黄氏、平田の蔡氏、茅畚の牟氏、西門の池氏、北門の符氏・阮氏・梁氏・徐氏・羅氏の属は戸口千に盈つ」と、特定宗族が大量の構成員を擁していたと述べていた。またここで列挙された姓氏の幾つかは先の黄子約の「大家録」に重なっており、たとえ重ならなかったとしても、いわば名族の枠内に入

らなかつたとしても、これから言及する牟氏のように、宋初より光緒期まで、おそらく今日までも連綿と存続する宗族も含んでいた。

要するに宋代以来、黄巖社会の一大特質として宗族集居・大家族制の卓越性が指摘できるとして、それではこの宗族群は南宋期という特定の時代に一体どのような存在形態と運動示していたのであろうか。南宋期黄巖郷村社会が村落共同体としてあったか否か、或いは王朝国家権力の小農民把握がどの程度、浸透していたかとか、小農民がどういう機構・制度に把握されていたか、などという種々の全体的理論的展望を前提とし、依拠したとらえ方ではなく、ここでは典型として二箇の宗族を抜出して、それぞれの運動の軌跡をたどってみたいとおもう。

添付VI―Iの系図は、大別して左側の牟氏の流れと、右側の杜氏・林氏・車氏の流れに分けることができる。牟氏の場合は筆者が追跡して作成したものである。一方、杜氏・林氏・車氏の連らなりの方はそのままではないけれども、『宋元学案』巻六六、「南湖学案」表とよく似ている。無論、『学案』は南宋黄巖地方における正統思想——朱子学の所在・流れを明確にすることが目的であって、その学案表は必ずしも歴史的に作られている訳ではない。そこで歴史性——とくに世代関係を考慮して相対に補正したものである。

それはともあれ、片側——牟氏はとりたててさしたる名士高官は生まれなかつたけれども、北宋初年以来、光緒期——多分、今日も——まで連綿と存続している在地有力宗族であり、そうした存在の典型として考えてみたい。他方、杜氏は先の「大家録」にもあらわれており、南宋末期の宰相、杜範を生み、杜範の存在によって『宋元学案』の一卷を占める

に至った。いわば南宋黄巖の名門宗族の典型である。しかし、この一族は宋元期以後は衰微し、史書から姿を消してしまう。このように極端な事例をしかも、しっかりとした材料を殆んど欠いたままの所論であるから乱暴きわまりない内容にならざるを得ないが、宋元期黄巖社会の一展望的事例として許容してもらいたい。

牟氏は黄巖県茅畚を根拠地とし、宋元交替期に牟大昌を指導者として元軍に抵抗し殆んど族滅に近い状況においこまれたが、一部は生残り、黄巖の地で清末まで生きつづけた黄巖宗族の典型例である。その始まりは、「明・恒軒牟处士墓誌銘」、「明・隱君牟西崖墓表」(ともに『光緒志』巻三五、金石、所収)によれば、一族の始源地は蜀で、始祖は戦国の秦に仕えた鉄騎大將軍、牟琳であったという。ある時期に陵陽——いまの安徽省青陽県に移り、宋の咸平年間(一九九八—一〇〇三)、牟樺が「乱を避けて始めて台の黄巖に遷る。(県治より)西一舍許りの地、茅畚里を治む。山水は環匯し、土壤は饒沃たり」とある。以後、牟樺より数えて二世代あとの牟企が、元祐三年(一〇八八)、進士にあげられていたが、この人の事蹟は詳かではない。

南宋期に入って牟氏の歴史で注目すべき現象は、第五世代(牟樺から数えて、以下同じ)の牟巽の女が応宏甫の継妻となったことである。嫁いだ年は淳熙壬寅(一一八二)で、嘉定年間(一二〇八—一二四)に六十六歳で彼女は歿していた。こうした事情を伝える墓誌は近年発見されたのだが、残念ながら碑の下部は断失していて、全文ではない(『墓志』、「宋・応宏甫継妻牟氏墓志」)。「合門、數百指、嚳々怡々、疾声と忿色と

を聞かず」とあるから、嫁ぎ先の応氏が大家族であり、しかも夫君に先立れ、長子の応訥も早く逝世し、応氏の家政を一人でもとりしきった様子を、先の塚誌および「応訥塚記」（『墓志』）は生々と伝えていた。また彼女の墓誌を子の応称が「泣血謹書」し、婿の鹿愿が「填諱」していたことに注目したい。先妻の子の応称は当然としても、娘婿の鹿愿は特別である。そこから辺りの関係図は添付VI―IIの応氏・鹿氏関係図の通りである。

応宏甫は『墓志』所収の「鹿愿妻応次昭塚志」、「応訥塚記」、「応宏甫継妻牟氏塚志」などによれば、黄巖県から台州州治の臨海県に転居し、「合門数百指」の大家族を経営していたが、武進県主簿、泰州助教など下級地方官を歴任し、早く歿した人物であり、とうてい黄巖名族に入る存在ではなかった。しかし女（^{むすめ}）（応次昭、先妻王氏の子か、継妻牟氏の子かはわからない）の嫁ぎ先、鹿愿は黄巖に隣接し、台州州治のおかれた臨海県のまぎれもない名族であった。

鹿氏については、『台録』巻八に「鹿何墓誌銘」、同巻九に「鹿昌運墓誌銘」、「墓志」に「鹿愿塚志」、「鹿愿妻応次昭塚志」、「鹿祖烈塚志」がそれぞれのこされていて、詳細に一族の動きはわかる。それらにあがっている人名は先の「応氏鹿氏関係図」に示しておいた。鹿愿は父祖の功による蔭補によって任官し、福建・浦城県知事を勤めた人物に過ぎなかったけれども、祖父・父と進士科を合格し、中央と地方の高官を歴任した。鹿愿の代になって凋落の傾向を示していたが、なお鹿氏は台州臨海の名門であったといえる。そしてともかく牟氏一党は応宏甫を介して鹿氏と姻籍関係を結ぶことができた訳である。そのことは先にも見たよう

に応宏甫継妻牟氏の墓誌がわざわざ応称と鹿愿の連名となっていたことからもうかがえる。牟氏——応氏——鹿氏の姻籍関係の出現である。また鹿氏は添付図からわかるように駱氏・呉氏とも幾重にもつながっていたが、この両族は臨海県の有力宗族であり、そうした有力宗族の姻籍集団に牟氏が仲間入りしたところに、大きな意義が見出せる。

いずれにしても、在地有力宗族が姻籍関係を通して、とくに官人を送り出した家柄を中心にした一箇の血縁・地縁集団を形成して行く有様がうかがえる一事例であった。しかもこうした傾向は、牟氏の歴史の中で繰返しあらわれていることを見逃してはならない。第七世代——牟大昌・牟思晟・牟興祖を一グループにくくったのは姓名の三字目の「大」に注目して筆者が同一世代と推測したに過ぎないのだが——牟興祖と杜氏の姻籍関係、および第九世代の牟楷と車瑤との姻籍関係などがあげられる。このうち後者については、『光緒志』巻二六、所収、「元・車氏族譜」跋文で牟楷が、「予の族、車氏と世姻たり。地は相去ること十里もなし、又た隣壤なり」と明言しているので問題はない。他方、牟興祖と杜三二娘との関係は説明を必要とする。すなわち、これまで度々言及した慶善寺大鐘捨銭者銘文の中に、杜範没後、杜氏および杜氏の地所が何か特別待遇措置を官からうけていたことを示す「杜府」という項があり、その「杜府諸位」の中に、

山寺奥、杜三二娘一千莊嚴報地牟興祖

という一句があったことにもとづいている。この銘文の意味は、「山寺奥（地名）の杜三二娘、（捨銭）一千元、牟興祖の極楽浄土往生のため」ということであろう。とすれば、杜三二娘は牟興祖の妻であったか、あ

るいは牟氏の女が杜某に嫁ぎ、その間に生れた三二娘が母方の祖父を弔うためか、いずれかが想定できるが、まず前者の可能性が高いと考えた。いずれにしても黄巖杜氏は大鐘銘文では「杜府」に限られているので、杜氏と牟氏との姻籍関係を想定して誤りでないであろう。そして牟大昌起義軍も結局は杜氏との姻籍関係をもとにして編成されたものと考えられる。

牟氏一族にとっての大事件は、宋元交替期に文天祥——杜澣（範の従子）の呼びかけに応じて〈大宋忠臣〉を標榜して反元武装闘争を敢行し、一敗地にまみれ、一族から牟大昌・鏞・雷・子厚・天与ら多数の死者を出したことである。この時の僅かな生存者、牟及について、『三台詩余』巻一は、「元の師、既に台州を陥す。黄巖の牟大昌、郷兵を率いて与抗す。旗幟は大書して『大宋忠臣』云々とす。兵敗る。司戸牟及は二弟一子、皆なこれに死す。事定りて或ひと司戸に出るを勧む。詩を賦して曰く、風に随う柳絮は天に慢々たりと、其の人慚て去る。子の似且は亦た仕えず」。また同書巻四に、「牟及、官は福州司戸参軍たり。元の師、台州に入り、宗人の牟大昌は郷兵を率いて与抗して兵敗る。公の二弟一子皆な難に与る。詩を為しこれを哭す。『何の日か鶴鶴還た影を並べん。旧時の豚犬は已に空と成す』の句ありと。遂に山林に屏跡し、終身衰麻し復た出でず」とある。福州に地方官として居て、一二七六年の悲劇を免れたのであろう牟及の詩句に黄巖在地地主の感慨がうかがえる。とくに後の詩句は痛烈である。

しかし牟及・似且父子は元朝を許しがたいとして不仕を貫いたけれども、同じ及の子、聖焞は県の学官にとりたてられていたし、及の孫——

似且の子か聖焞の子が不明——である牟焞は元朝も末に近い至正元年（一三四一）、黄巖州同知に任官していた（『光緒志』、巻十、職官、令佐）。在地地主層と中央・国家権力との関係をイデオロギーの側面から単純化することの難しさをよく示していた。それはともあれ、「宋元の際に在りて仕宦に登るの途は難きこと天に升るが如し。苟に一資・半級の榮を得れば、往々にして声を張り勢を挟み、閭里を跨服し自らを長雄と為す。其れ或いは仕宦の階無くて資産に富む者は亦た自ら貴要の門と結び以て尊きを求めて凡民と異るとす」（『光緒志』巻二六、芸文、林氏族譜）と、明・洪武の人、王叔英は「林氏族譜序」で述べていた。要するに、元代に入って宋代流の科挙制が失われ、それだけ社会の流動性が喪失し、階級関係が固定し強化された大状況の中で、牟氏一族は「天に升るが如き」至難な官途を獲得することによって、地方特権層と姻籍関係を結ぶ方向から、自らを下級特権者となすことによって、一族の存続と発展をめざしたものと考えられる。その際に二ないし三代前前の祖先が殉じた〈大宋忠臣〉という観念はさしたる意義をもっていなかったであろう。ともかく黄巖牟氏は〈大宋〉を放棄することによって破滅から立直ったのである。

次に黄巖を代表するいま一方の杜氏の系列に目を転じてみたい。この杜氏・林氏・車氏の三族のうち、杜・車二氏に焦点をおいて、一箇のグループとしたのは『宋元学案』である。同巻六六は「黄宗羲原本、黄百家纂輯、全祖望補正」とあるので、既に黄宗羲の展望にかかわるのである。同「序録」は、「（全）望望謹みて案ずるに、南湖の杜氏兄弟（杜

燁（燁と杜知仁）の滄州に在るや亦た其れ良きなり。再伝して立齋（杜範）あり、嘉定以後の宰輔の最たり、声望は幾んど涑水（司馬光）に侔（つ）。其の学はこれを車氏に伝う。是の時、天台の学者は皆な質慤（陳著卿）、荆溪（吳子良）の文統を襲う。車氏能くこれを正す。南湖学案を述ぶ」と述べていた。なおこの滄州とは福建・建陽県の朱熹の居處、滄州精舍をさしていた。

台州黄巖における朱熹の影響力は多大なものがあつたけれども、それは後ほどふれるとして、朱子学の学統という立場からみれば、杜燁・知仁兄弟が十余年間、晩年の朱熹に師事し、その学問が従子の杜範に伝わり、杜範が宰相となり、その学統は華と咲いた。さらに天台——ここでは台州を広くさす——の学術は陳著卿、吳子良らの影響力が強かつたけれども、杜範の学を継承した車若水の努力によってこれを正統、すなわち朱子学にかえした、とする内容であつた。あくまでも道統意識に立脚した展望と整理であつて、黄巖地域史の眼はうかがえない。ここでは南宋期黄巖地域事情を理解するという観点から杜氏・林氏・車氏をとり上げたいてみたい。

宋代黄巖の杜氏は名門であつた。例えば杜垂象は咸平三年（一〇〇〇）〇、進士科にあげられていたが、これは黄巖県で最初の事であつた。また垂象の従祖父の杜衍（九七八—一〇五七）は、越州山陰県を籍貫とし、大中祥符年間の進士で、慶曆四年宰相となり、范仲淹・富弼・韓琦らと共に廟堂にあつた人物として名高い。杜垂象の一支流が何時、黄巖に移居してきたのか定かにしえない。しかし、咸平三年——その頃、牟氏は池州から黄巖に移住してきたのだが——既に県沿に近い杜曲の地を

出身地として表示していた。おそらく唐末五代の頃に黄巖に移住してきたものとおもわれる。

垂象の孫にあたる杜誼は皇祐四年（一〇五二年）、河南・永城県の知事であつた。それから二代後の杜椿は『水心文集』卷十三、に墓誌銘がある（宋・杜君墓誌銘）。それによると、椿は科擧に挑戦したが失敗し、特奏名にあてられたが謝したとあり、結局、彼は郷里を出ることはなかつた。

椿の子、燁・知仁兄弟は先述の『宋元学案』卷六六、「南湖学案」の中心人物である。燁（燁）は嘉定元年の進士で、南湖とは彼の号である。それ故に南湖学案とは杜氏学案というに等しい。燁・知仁、族子の杜貫通の三人は晩年の朱熹の十数年に及ぶ受業生で、紫陽高弟としてうたわれた。また燁・知仁兄弟の姉妹にあたる女子が林籛に嫁いでいた。林籛・鼎兄弟については、これまた『水心文集』卷十五、「林伯和（籛）墓誌銘」、同卷十九、に「草廬先生（林籛）墓誌銘」が収められており、その他、『学案』、各種黄巖県志などに記述がある。それらによると、兄弟の父、林興祥は貧にして行賈を業としたとあるので、在地有力者ではなかつたようである。籛は進士にあげられ、浙東、福建各地の地方官を歴任したが、紹熙三年（一一九二）、四十九歳で割りと早く亡くなつた。弟の籛は終生仕えなかつた。そしてこの林兄弟、とくに兄の籛は朱熹と深いつながりがあつた。

ところで朱熹（一一三〇—一二〇〇）は非常に大きな痕跡を黄巖社会・指導者層にのこした。その影響は大別して二区分できる。その一は朱熹と直接に師弟関係を結んだ人物を通してのそれであり、いわば学

術・思想上の影響である。これは度々言及している『宋元学案』・「南湖学案」に集約されているものである。その二は朱熹が淳熙八年（一一八〇）八月、提挙兩浙東路常平茶塩公事に任命され、翌九年七月・八月の両月間、台州を巡歴・滞在したことに係る。朱熹の台州滞在中のこととしては知州唐仲友を執拗に弾劾したことはよく知られているけれども、黄巖への係わりについてはそれほど関心が払われていない。だが、黄巖地域発達史において画期的痕跡をとどめたといつてよい。それは本稿の第三章でふれた水利事業に関係するもので、北宋の羅適が着手した黄巖県の山海間の所謂、釜底——斥鹵赤地・低窪地を、河道を改修し用水路を整備し一連の閘門を設けて、水田に転換する大事業の再着手・促進・支援であった。この件については『朱子文集』、『嘉靖志』、『万曆志』などに詳述してある。⁽⁹⁾また王懋竑の『朱子年譜』なども参考となる。それに収録されている「朱文公奏状」、「彭殿撰椿年間記」等によると、朱熹は、黄巖は台州五県の中で生産力第一位にあり、台州他県および隣接明州の諸県も黄巖の出穀に依存している、と理解していた。そして「臣竊におもえらく、惟だ水利を修むれば則ち黄巖は水旱の災無く、黄巖熟すれば則ち台州は飢饉の苦しみ無かるべし、其の利害たるや委まことに輕きに非ず」ということで官錢二万貫を食利人戸に給貸し、向後、豊熟年に分割返納させるよう皇帝に申し出た。この黄巖水利開発事業計画は、朱熹の後任者、勾昌泰の尽力も加わって、先に掲げた「水利事業大事年表」のような運びで、七十年近い歳月をかけて成就できた。そしてこの事業計画で注目すべき点は、①まず台州巡視の朱熹に、この水利計画を漕運幹官の謝敷経、郷士の支汝績・陳謙・徐弗如・陳緯(10)ら、いわば黄巖

在地有力者が提案したことであり、さらに②朱熹は官錢を給貸し工事に勅旨——官許が賜るよう工作をしたことであり、③実際の工事の指揮監督の一切は黄巖県の土居官の林籍と蔡鎬に依托したことであった。林籍は明州定海県丞として敦篤・曉練で、衆のたたえる所であり、蔡鎬は武挙の出身で沈審・果決であるので以て事を成すべし、というのがその理由であった。林籍・蔡鎬ともに黄巖出身の官僚であり、とくに後者は父・待時の墓誌で葉適が「家は世々豪族にして、高（祖）、曾（祖）堂に在り、閘門の骨肉百余、叔は居屋の狭く房戸の多きを以て分異を譲すを欲す」（『水心文集』巻十四）と述べていたように、黄巖在地宗族の代表的存在であった。朱熹は黄巖在地有力者層の提言をうけ、有力者層の代表者に事業遂行を委ねる方針をとった。その上、工事に必要な官錢の手当てをした訳であるから、黄巖地主層にとって立派な地方官として仰がれたのは当然であろう。さらにこの水利事業が黄巖地方水田の稔りを左右し、地主層の死活を握っていたのであるから、朱熹はまさしく頼りがいのある官人であったといえる。また朱熹は当時の黄巖知県、范直興はこの事業計画を推進する能力をもたないとして左遷を要請していたことも、併せ承知しておく必要がある。

要するに、朱熹は黄巖県開発計画を、地元の要望を採用し、地元の代表者に実施を委託した訳であるから、中央に対して黄巖地主の利益を代表し代弁したといつてよいであろう。これが朱熹と黄巖との特別な関係の第一点であった。

次に思想・学術上の関係については、『宋元学案』巻六六、「南湖学案」によって集中的に表現されており、ここで改めてつけ加えることは

乏しい。杜燁・知仁兄弟、林鼎・鼎兄弟らと朱熹との関係もこれまでに触れた通りである。ここで注目すべきことは、「南湖学案」に集中的に表現されている朱熹と黄巖地主層・士人群との知的精神的つながり、詩文・思想・学術上のつながり、いわば講学仲間という人間関係・集団であった。これは黄巖地域の歴史に初めてみられるものであった。これまでも牟氏の事例を通して観察してきたように、宋代に急速に開発された黄巖にも在地有力者間の地縁的血縁的連合は既に出現していた。しかし師弟関係という形態、文化・精神活動を共にすることによって生ずる仲間・グループはそれまで見られなかったものであった。その意味で朱熹は黄巖水利事業について、官として極めて好意的にはかったこと以上の影響を黄巖に与えた。それは官・民が一つの価値観を共有することから生ずる精神的世界の創出であった。それはまた、そうした世界を支柱とする在地有力指導層と地方官との共同世界——地域内結合の実現への道であった。

そしてこうした流れとグループをうけついで、〈南湖学案〉として成就、或いは開花させた人物が杜範であったといえる。杜範は南宋時代黄巖県を代表する人物として著名であり、ここで伝記類を列挙する必要もない程である。彼は杜燁・知仁兄弟の従子で、嘉定元年、杜燁と同年に進士科に及第し、硬骨漢として有名で時の権力者、明州出身の史嵩之・鄭清之らの政治を厳しく攻撃しつづけた。淳祐四年（一二四四）十二月、理宗によって宰相に抜擢されたけれども在職八十日で、翌年四月に病没した。人柄は北宋の司馬光に匹敵するとされ、その死は多くの人々から惜まれた。中央官界での杜範の言動と軌跡はまた別の機会に譲るとして、

黄巖の立場からみれば、彼の特質は、宰相という官位にもとづくのではなく、無論そうしたことも相当に働いたであろうが、黄巖朱子学の正統な継承者として、先述の講学仲間・グループの最有力指導者・代表者として機能し位置づけられることであろう。いいかえれば朱熹の台州巡歴を機に黄巖士人群のむすびつきが生まれ、杜兄弟の受業によって、そのつながりは一層、確かな方向に進んだであろうけれども、それを発展させ、講学仲間と黄巖地域の在地支配層・集団の役割を担わせたのは杜範の出現によった、ということである。

杜範の先後、周辺にあった人物群で朱子学に係わった人々は『宋元学案』・『同補遺』の記述に譲るとして、ここでは『万曆志』巻五・六に散見する杜範周辺の人々、とくに杜範が顕わした在地士人を専らとりあげてみたい。

丘漸。道学を講明し後進の宗とする所と為る。杜清猷公と布衣の交りを為す。杜公、国（政）を柄るや、漸は始終賛画す。郷人はこれを尊んで曰く、木居先生と。

張緯・夏子寿。（陳は）嘗て蔡武博（鎬）と同一永豊等の九閭を脩む。復た廩を捐て以て饑（者）を賑わし、薬を給して以て病人を濟う。呼びて陳義士と。時を同じくして夏子寿あり、行誼は緯と名を齊くす。杜清猷集に見ゆ。

陳容。嘗て本価莊を立つ。歳々に緡銭数千を出して粟を秋に収む。而して本価を以て春に糶す。其の素もと贏余する所は凶歳に遇う毎に、率ね市値の半ばに減す。邑中、環りて恒にこれに給を仰ぐ。杜清猷公これが記を為す。

毛仁厚。開禧中に杜清猷公と同じく解を州に発す。其の郷に旧と義役あり、仁厚は益ます緝めてこれを宏む。編戸、田の二三頃有る者は率ね与からざるも、警急に遇えば勇往してこれに当つ。累役を以てせざる者も、歳或いは登らざれば義廩を發してこれに貸す。糶の甚しき者は其の償を責めず。又た同志を率いて惣うつつを州県に為し公廩のこれを賑わすを請う。(中略) 杜清猷公、其の墓に表す。

丘漸のように杜範の国政ブレンであった人物は別として、地方郷村レベルで注目したい点は、ここであげられた人物が、本価荘——秋に穀物を低価で買入れ、春に郷人のみに市価の半値で出売する一種の常平倉——、義役・義倉の普及、閭門興修・賑飢救菜など生産基盤の整備、社会救済事業の強力な推進者であったことである。黄巖が移住民の邦であり、宗族制が卓越していたということは、自然災害への対応を含む社会事業はまず同族・宗族団体を単位として実施されたであろうことが推測できる。しかし杜範の生きた時代・南宋後半期にもなると、地域を単位とする社会事業が行われるに至ったことは、これらから十分うかがえるところである。しかもその際に朱熹の遺したものの、政策的影響——たとえば各種倉法について——が、大層つよかったものと考えられる。杜範を中心人物とする『宋元学案』・『南湖学案』所収の人物群の背景、或いは現実的基盤として、後進的移住民の邦——狭い族的地縁的結合をこ

えた、黄巖地域を単位とする社会活動の成立と展開を設定することができ。それは羅適に始まり、朱熹を介して王華甫に至る水利施設の整備に伴う生産基盤における地域内結合の進展と無縁ではなかったであろう。黄巖の官民一体の世界は、生産基盤の整備、さまざまな社会事業の実施、

共有の精神世界の形成などに立脚して十三世紀半ばごろでき上がったといえる。

杜範は淳祐五年(一二四五)に没した。その数年後、王華甫は知県として一二四八——五〇年の間、黄巖にあった。彼の個人的履歴を示すもの——例えば墓誌銘・行状など——は遺されておらず、定かではないけれども、黄巖在任中、およびその後の台州長官時代の事蹟は相当程度、追跡可能である。彼は杜範の残した人脈に立脚して黄巖社会政策を忠実に履行した。まず第一に特記されるべきは、西嶼閘をたてて、十二世紀末に朱熹が在郷有力者の提言を容れて始められた黄巖官河系閘門系を完成させた。「最後に、(中略) 王君華甫は細嶼閘を建つ。是れ由り黄巖は号して楽土たり」と(『嘉靖志』卷二、水利、「元・林昉、先賢祠堂記」)と伝えられていた。

次に朱熹が手がけて以来の各種倉法を実施した。黄震の「台州黄巖県太平郷義役記」(『黄氏日抄』卷八六)、車若水の「黄巖県社倉記」(『光緒志』卷六、倉儲)などによって、王華甫の黄巖社会政策の概要を知ることができる。また『万曆志』は、趙処温が義荘田三百畝を供出して義役を行ったこと、儲粟千石をもって郷の貧民を援助したことなどについて車若水と王華甫が顕彰したことを伝えていた。また黄原泰が先の陳容の本価荘に該当する倉の経営をなしたこと、代役を二十年間継続したことなどを王華甫が知り「おどろき義荘を委ねた」ことなどを記録していた(ともに卷六)。これまた朱熹以後、台州黄巖地域において民間先行の諸策を地方官が認知し、てこ入れて官民一体となって社会の安定をめざす方向を、王華甫が支持していたことがうかがえる。また王華甫は

社會等に官錢を支給し、廢寺殘田等を給した点も朱熹以来の方式を踏襲していた。

王華甫の黄巖施策の第三は、南湖学案系の在地士人を厚く遇したことである。例えば、胡常は『朱子語録』十卷を彙編した人物で、車若水が兄事したことがあった。王華甫は「親しく其の廬を訪う」(『万曆志』卷五、儒林)とあった。また「南湖学案」の中心人物、車若水については、「景定間、王守華甫、上蔡書院を建つ。(車若水を)延^{まね}きて後進の領袖と為す。香積は流灌して成就する所多し」(同前)と伝えられていた。そして慶善寺大鐘の銘文撰者、鄭大恵も「詩文を能くし、杜清猷公と友と為す」(同前、卷六)とあって、「南湖学案」に名が出ていない程のローカルな存在であったが、まちがいはなく杜範系の人物であった。さらに「南湖学案」は杜範の伝において、「其の忠君愛国の忱、悱^{まよ}側の懇到、宋の末葉にこれを求むるも蓋し其の選に難し」と評していた。王華甫・鄭大恵が大鐘の主銘文を「祝延今上皇帝聖寿無窮」としたのも、以上のような黄巖地域史の流れに立てば、その当然性が了解できる。さらに大鐘にみなぎる官民一体性とオプティミズムも、これまた黄巖地域史に照した時に当然であったと言つてよいであろう。

五 南宋末、牟大昌起義の限界と元代、地域内結合の解体

黄巖地域開発の歴史——その社会・自然双方にわたる——を展望した時に、一二五一年の慶善寺大鐘は地域内結合の集中的象徴的表現物であ

ったといえる。「水利大事年表」にみられるように北宋末に始められた斥鹵赤地・釜底地帯の開発は七十余年の時日を費し、一応体系としての完成をみた。また移住期の異なる有力地主層が地縁血縁関係を取り結ぶことよつて形成されつゝあつた支配集団の原基体とでも呼ぶべきものが、朱熹との接触、さらには朱熹系の詩文・講学仲間が誕生したことによつて、地方長官——王朝権力の末端部と在地支配者層とが共通の価値観を共有し、常平倉・義倉など地域社会全体を対象とする制度・機構を官民一体で共同運営する段階が出現した。ここに後進的フロンティアであつた黄巖の地域内結合が実現したといえるであろう。それはまた王朝国家——地方官と、在地の融合と一体化の成立を意味し、官民一体性の謳歌とは官民を包摂した支配集団の出現を意味していた。その意味で一二五一年大鐘銘文は域内結合の象徴物体であつたのである。

ところで、黄巖からみれば、一二七六年の宋朝権力の崩壊は一体どのようなとらえられるのであろうか。少くとも十三世紀半ば頃に至つてやつと成立した黄巖県官民一体化を内部から否定し、掘りくずす運動は黄巖ではみられなかつた。それはまさしく外庄・外在的強力による中央権力の崩壊であつた。とすれば在地における対応は新しい中央権力——モンゴル族政権に順応するか、軍事占領による主権の交替を容認するか、或いは旧権力——宋朝の恢復をめざすか、選択肢は限られていた。こうした状態の中で、黄巖でみられたのが牟大昌の起義であり、後者の運動であつた。

以前にも言及したが、文天祥は江西を拠点とする趙宋政權復活の構想をもつて、腹心の杜澹を台州に派遣した。杜澹は、杜範の従子であつた

が、「忠義・任侠を性とし智略あり。徳祐初め、義旅四千人を集め勤王とし、文丞相と西湖上に見ゆ」(『万曆』卷六)とあり、彼は在地土豪軍の指導者であった。また杜淵は、範の子で当時、浙東提挙であった。文天祥——杜澹——杜淵の線で縁者にあたる牟大昌が義軍を組織し指導し、「大宋忠臣」を標榜し、一二七六年十一月二日、台州臨海県と黄巖県をつなぐ要衝、黄土嶺で元軍と戦い大敗した。牟氏一党は殆んど殲滅されるに至った。この事件はこれまでも折にふれて言及してきた。ここではいわば杜氏・牟氏連合義軍がどうして失敗したのか、なぜ黄巖地域発達の史の眼からみて無意味な戦いとなったのかを若干、整理しておきたい。

まず指摘できる点は、宗室・趙氏有力者の元への集団投降である。『元史』卷九、「世祖本紀」は至元十三年(一二七六)九月辛酉にかけて(召して)宋の宗臣にして鄂州教授の趙与黶をして闕に赴かしむ」と伝えていた。趙与黶については『万曆志』卷五は、「(黄巖)西橋の人なり、宋の宗室にして淳熙の進士、鄂州教授を為す。伯顔江を渡る。軍門に詣きて上書し、殺人を嗜まざるを以て勸む、且つ其の宗党の全きを乞う。伯顔これを薦む」と述べていた。太祖十世の孫で宋の南渡後は黄巖に移住した趙宗室を代表して、元へ投降した与黶は、一族の生命の保障を求めた訳である。これは支配者集団の分裂であり、牟大昌らが〈大宋忠臣〉を掲げたとしても、趙室有力者が率先して投降しては、その正当性保持と大義名分の宣揚は殆んど不可能であったろう。『万曆志』はこの趙与黶投降記事に続けて「論じて曰く」として、そうした不満を表していた(卷五)。そして、これと相似た事例として、州県地方官などが早く元軍に降ったことも、反元闘争の指導勢力不在をきたした。例えば一二

七六年正月戊子、知州・楊必大は降元している(『民国台州府志』卷八、職官表一)。黄巖における地方官の影響力は多大であったことを考えあわせれば、地方官の早い時期の降元が与えた影響は大きかったとみななければならぬ。また牟大昌軍は浙東提刑の杜淵によって、牟大昌が將軍に、牟天与が副將にあてられて正当性が賦与されていたけれども、台州上級地方官投降という条件を加えてみると、私党・私軍にすぎなかったとも言えるであろう。

次に考えられる点は、牟大昌の掲げた〈大宋忠臣〉とする口号の限界と無内容性である。宰相となり、「忠君愛国の忱」が喧伝された杜範の信条の表現としては、この口号は意味をもっていただとおもわれるが、黄巖在地地主層にとって〈大宋忠臣〉とは一体どういう内容をもっていたのであるか。国家主義の一方的おしつけではなかったであろうか。杜氏のスローガンは牟氏のそれでは必ずしもなかったはずである。黄巖支配層が地方官と在地地主の一体性に立って成立するとすれば、このスローガンは朱熹・杜範の世界は表現できても、杜範後のものではなかった。

第三番目に指摘できる点は、黄巖の在地地主層からみれば、まず王朝権力に期待する点は、生産基盤の整備であり、現存社会制度・慣行——既存秩序体系の保全と保障であったろう。この点で元朝は早い段階から、すなわち臨安攻撃以前から、在地現体制の維持を宣揚していたことも一定の効果をもったと考えられる。例えば、至元十二年(一二七五)五月、世祖は蒙古の求めるものは土地・人民であり、土地を獲得しても民がいなければ、だれと居を共にすればよいのか、今、新附の城壁を保守し百姓を農業に力めさせる術は蒙古人は未だ知っていない。「爾ら其の事を

熟知せり、宜くこれに勉めを加うべし。湖南州は皆な汝の旧部曲たり。未だ婦付せざる者何を以て招懐し、生民何を以て安業せしむるか。汝これを為すを聴す」(『元史』卷八、世祖紀五)と語っていた。元の世祖が、占領地に従前の法を変えず、支配層の權益を犯さないことを宣言していたことは、この外にも見られた。⁽¹²⁾ こうした元の安堵策に加えて、元の派遣した新地方官が旧来の慣行と秩序を尊重した場合に、在地地主層にとって元朝は必ずしも否定すべきものではなかったであろう。黄巖県における元の最初の知事は楊澤であったが、彼については「従事郎を以て県尹と為る。心を郵民に存す。父老は其の像を肖せて城隍廟におく」(『万曆志』卷四、良吏)と伝えられていた。この文章は杜範や杜氏の周辺にあった集団とはまた別の見方が黄巖に存在したことを明瞭に示していた。いずれにしても、支配者・指導層の分裂、スローガンの一方的性格と無内容性、地主層の状況眺めの傾向などが重なり、牟大昌起義は結局は孤立した運動に止まり、広範囲な展開はなく失敗した。

黄巖における地域結合の要因が基本的に生産基盤の整備にあるとすれば、水利事業を誠実に実施してくれる地方官がまず求められていた。牟大昌起義から約三十年後、ほぼ一代あと、「水利大事表」にあるとおり、韓国宝は南宋期に完成した黄巖水利システムの全面的補修に着手し、「名臣」(『万曆志』卷四、良吏)として黄巖の人々の記憶にのこった。もはや黄巖にとって「大宋」は絶対の要件でなかったことを示していた。

だが、元朝となって余多の黄巖土人群が不任を誓い「門を杜し、山林に隱遁し、城市を迹ねざるは三十余年」(『墓志』、「宋・林克己墓志」と

いった行動をとったのも事実である。不仕という形態で新政権——元朝への非協力を示した事例は枚挙のいとまもないほどである。「南湖学案」の最後の指導者、車若水——黄巖有力宗族、車氏を代表し、初めは台州の陳著卿の教えをうけたが満足せず、改めて杜範に学び大いに得るところがあった、南宋末年には王華甫によって上蔡書院に招ねかれ、杜範と王華甫をつなぐ人物である——につらなる車氏、世々血縁・地縁関係のあった牟氏などは皆な仕えなかった。牟楫は「仕えず、生徒を教授するは数百人に至る」と伝えられていた(『万曆志』卷五、儒林)。南宋末に実現した官民一体の精神的場面を受けもつ、官民を貫ぬく講学仲間関係は、もはや見られなかった。

以前にも紹介した「明・林氏族譜」の王叔英序文にあるように、元代は仕官の途が困難であり、「資産に富む者は亦た多く自ら貴要の門と結び、以て尊きこと凡民と異なるを求む」(『光緒志』卷二六)とあったように、仕官の困難性が在地の有力層との結合を強化させる方向——当然に在地における地主層の集团的支配体制の固定化に向う——、官民の断絶の固定化傾向を生んでいた。また元の黄巖長官、韓国宝は、羅適・朱熹以来の低窪地の基幹用水路網の全面的補修を主導したとされるが、元・林昉の「先賢祠堂記」によれば、「大徳三年」(一二九九)、(中略)韓侯国宝、来りて黄巖に守たり。断ずるに治水を以て養民の第一義となし、迺ち修閘を命ず。凡そ経る所の費は一毫も県官に仰がず、率ね諸閘の其の田の係る者、材石を搜し、丁匠を募り、苦心三年にして後に成る」(『嘉靖志』卷三、水利)とある。要するに改修資金は全て受益者負担によってまかなわれ、官銭は一切支給・貸与されていなかった。ここに羅

適・朱熹・勾昌泰ら宋代歴代の建造・補修工事との大きな相違点があった。官銭を給貸することによって、生産基盤の整備事業が官民一体・共同工事という形態と、それに伴う意識を生んだであろうけれども、ここではそうした王朝側からの支援は見られなかった。元朝と黄巖地域は在地水利事業において一体性を喪失していた。

不仕——民間講学集団の盛況、社会的流動性の喪失と支配関係の固定化、生産基盤整備事業への王朝の実質支援の欠如、こうした要素を総合化すれば、元代黄巖社会は宋末に顕現化した地域内結合・官民一体の世界は崩壊していたとみなしてよいであろう。そしてこうした地域内結合の潜在的事實的解体化を背後にしてのみ、元末黄巖社会の混乱——有力在地主層にみられた状況に対する展望をもたない行動と軌跡が理解されるであろう。

結局、支配者層内部の地域一体感をもたない自己本位性、利害計量のみを当然とする傾向は、元末の社会的政治的混乱期に一気に表面化した。ここでは元朝に忠誠を誓うもの、反元の意志表示として黄巖から展開した方国珍軍に身を投じたもの、方国珍に徹底的に対抗したもの、さらには次の時代の秩序形成者として浙東山間地地主群の強力な支持をうけて登場してきた朱元璋軍に参加したもの、逆に朱元璋に軍事的抵抗を試み族誅のうき目にあつたものなど、元末の黄巖在地指導者間にはいろいろな混乱状態が生れていた。⁽¹³⁾ こうした混乱・さまざまな方向への拡散が、一体、どのようにして朱元璋権力——明朝の下で収束されたのか。やはり台州寧海県出身で大家族・宗族社会を根底にすえた展望を提起し、さ

さまざまな事情で永楽帝に族滅された方孝孺までを見透して検討される必要がある。それはまた別の機会にぜひ試みてみたい。本稿では南宋・元代の黄巖地域事情の素描にとどめておきたい。

註

- (1) 桑原隲藏『唐宋時代に於けるアラブ人の通商の概況殊に宋末の提挙市舶西域人蒲寿庚の事蹟』、『桑原隲藏全集第五卷（一九六八年）』。
- (2) 全漢昇『宋末的通貨膨脹及其対物価的影響』、『歴史語言研究所集刊』第七本第一分、一九三六年。いま『宋遼金社会経済史論集・第二集』、香港崇文書店、一九七三年、所収、も参照のこと。
- (3) ともに小野泰氏より報告概要・資料の恵与をうけた。記して謝意をあらわしたい。
- (4) 近時、奥崎裕司氏に、「元末方国珍の乱を支えた戴氏」、『中国古代史研究 第六』、一九八九年。「方国珍の乱と倭寇」、『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』、一九九〇年）の二論考のあることを知り、さらに著者より別刷の恵与を受けた。謝意をあらわすとともに、別稿においては氏の研究成果を生かしたいとおもう。
- (5) 本書は広島大学大学院生・岡元司氏が一九九一年初春に台州訪問の際に講入し将来された。これまた記して謝意をあらわしたい。
- (6) 張家駒『南宋経済重心的南移』、一九五七年、湖北人民出版社、を参照のこと。
- (7) 本田治「宋元時代の濱海田開発について」、『東洋史研究』第四十巻第四号、一九八二年。
- (8) 本田治、同前論文。および「宋元時代温州平陽県の開発と移住」、『佐藤博士退官記念中国水利史論叢』、一九八四年、所収）を参照のこと。
- (9) 宋刊の『嘉定赤城志』は編者、陳耆卿の朱熹への対抗意識と偽学の禁への配慮から、殆んど朱熹の動きについては黙殺している。

(10) 石整撰「徐季節先生墓誌銘」(『赤城集』卷十六、所収)によると、黄巖の名士、徐庭均の長子が徐弗如であり、さらに庭均墓誌を石整に依頼した人物は支如續であった。

(11) 黄巖県における社会事業については、杜範「陳氏本佃莊記」(『赤城集』卷十二)も参考となる。研究としては、周藤吉之「南宋における義役の設立とその運営」(『宋代史研究』、一九六九年、所収)に於いて詳しく論じられている。

(12) 例えば、『元史』卷九、世祖紀六、では臨安入城の際の布告としてみる事ができる。

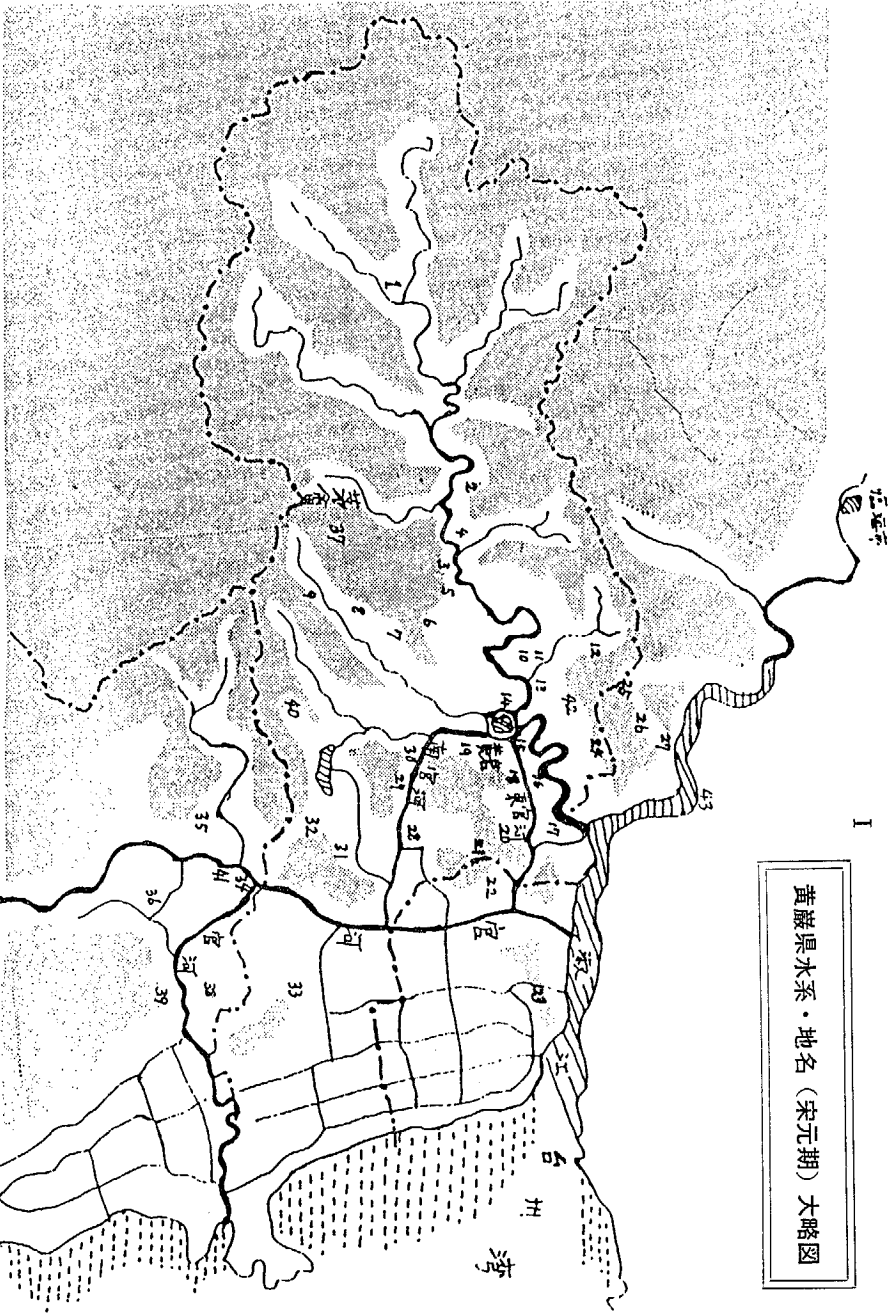
(13) 元末の黄巖社会を論ずることは、方国珍勢力の背景・構成を分析することと同義である。この点については、註(4)であげた奥崎氏の論考もある。筆者自身の明快な展望がいまある訳ではない。ただここで列挙した事例は、『元末農民戦争史料彙編』中編・第二冊、一九八五年、に収められている方国珍関係記事の中から容易に検索することができる。この書に収集されておらず、朱元璋と戦い族誅された事例のみを紹介しておきたい。すなわち「今(臨海市)油溪鎮の花園・文昌閣前一带は土人猶お呼びて包宅と相い伝う。元末に明兵、台(州)を下す。包氏子孫は郷兵を率いてこれを禦ぐ。遂に其の族は赤され、其の存する者も悉く姓を改めて散処さる」(『台録』卷五、「大宋台州臨海県仏窟山昌国禪院新開塗田記」添付の案文。

(14) 『台録』卷十、「宋慶善寺新鐘銘」、案文は、「進士鄭日孫、寧溪進士王渠、進士張仁熟、進士(杜)熙老・杜思繁、進士(杜)思純・思謙、新城保進士章懿孫、呉閔、進士呉□卿、塔山進士朱玠卿、上莊進士陳大方、進士呉洪、皆な『赤城新志』に見えず。案するに、宋は漕貢進士、監貢進士、国子免解進士、免解進士、郷貢進士、郷貢免解進士、郷貢待省進士、郷貢兩請進士、兩請郷貢待省進士、とあり。名目は一ならず。蓋し皆な拳を累ねて不第なる者なり。此れ但だ進士と曰う。疑うらくは、進士の業を習う者の通称ならん。故に『志』は載さざるのみ」と述べていた。要するにこの鐘銘文にあがって

いる「進士」は進士のための学業を続けている人の敬称・雅称のようであった。

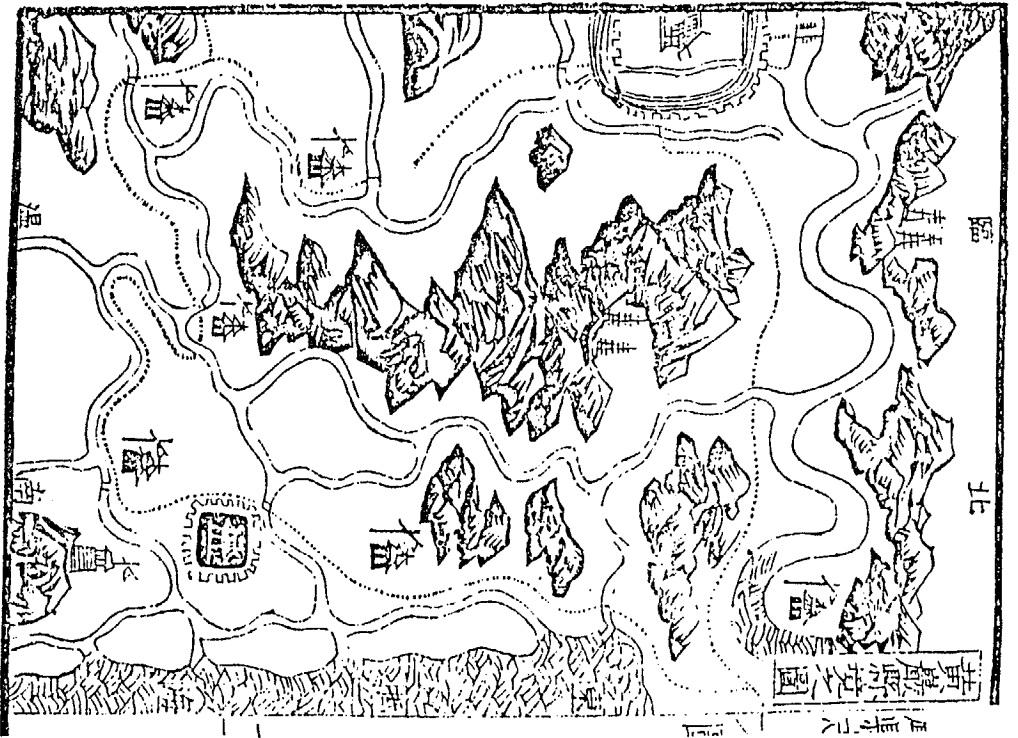
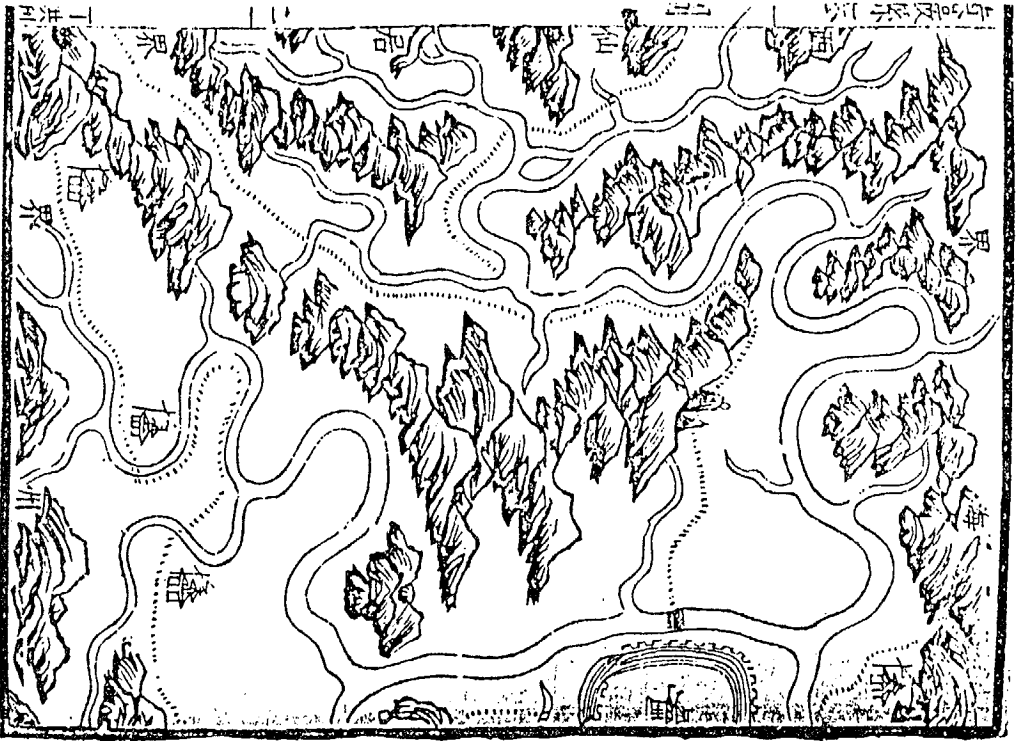
〔追記〕

なお、本稿は、平成二年十月二十七日、広島大学を会場として開かれた広島史学研究会・中国四国歴史学地理学協会大会の東洋史部会にて口頭報告し、その後若干の加除補正を行い、同年十一月末日に脱稿したものである。



- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|----|--------|----|-------|----|--------|----|-----|----|------|----|----|----|-------|----|-----------|----|----|
| 1 | 寧溪 | 2 | 靈石 | 3 | 苦竹 | 4 | 浦口 | 5 | 沈畧 | 6 | 葛村 | 7 | 三董 | 8 | 盧輿 | 9 | 新店 | 10 | 牟村 |
| 11 | 塔山 | 12 | 道林 | 13 | 塔水橋 | 14 | 西橋 | 15 | 柔橋 | 16 | 上渚 | 17 | 白石 | 18 | 半洋 | 19 | 方山下 | 20 | 項畧 |
| 21 | 西山 | 22 | 石塘 | 23 | 赤山 | 24 | 淨土山 | 25 | 黃土嶺 | 26 | 下洋畧 | 27 | 長田 | 28 | 同輿 | 29 | 橫山頭(雙輿欄開) | | |
| 30 | 下洋山 | 31 | 南山 | 32 | 白峰(山) | 33 | 洋輿(橫街) | 34 | 沢庫 | 35 | 大溪 | 36 | 東浦 | 37 | 沙步(埠) | | | | |
| 38 | 南監(高橋) | 39 | 黃監(長輿) | 40 | 柏山 | 41 | 三杭 | 42 | 漢城 | 43 | 湧泉嶺下 | | | | | | | | |

黄巖県水系・地名(宋元期)大略図



一 南宋末期台州黃巖縣事情素描

III 黄巖県関係墓誌銘等一覽

墓誌名等	記	資料・備考
鄒餘慶墓誌銘		台州金石志卷八
(宋)鹿鳳妻心次昭城志		台州墓志集録
(宋)黃礼妻李氏墓志		
(宋)心訥城記		
(宋)心宏甫繼李氏城志		
(宋)趙世頭及妻陳氏幽堂記		
(宋)鄭士元墓志		
(宋)項泰道祖母陳容城志		
(宋)黃超然城志		
(宋)林正巳城志		
(元)董文彪城志		
(明)張震城志		
(明)錢茂律妻盧桂墓志		
(明)趙鑒墓志		
(明)陳斐城志		
(明)鄭世運城志		
(明)李模墓志銘		
(明)丘文奕墓志		
(明)林慶驥城志		
(明)何伯綸夏氏妾心氏坊前志		
(明)何伯綸墓志		
(明)王堂墓志銘		
(明)丘植墓志銘		
(明)王靖墓志		
(明)王會輟墓志		
(明)林貴厚墓志銘		
(明)黃承文墓志銘		
(明)趙詢墓志銘		
(明)葉國品墓志銘		
(明)戴希亮墓志銘		
世呂敬黃岩		
心氏、世台之黃岩人、大父卜居臨海		
李氏、世台之黃岩人		
先世居台之黃岩、父徙居臨海		
世為台之黃岩人、先君徙大田(臨海)		
趨之上世居雲稽、後周、避難徙台之黃岩、因家焉		
上世自闕徙台、家于黃岩回浦		
世家台岩之新橋為著姓		
先世由闕徙台之黃岩		
上世由闕徙台之黃岩半嶺、十有三世今家回浦		墓志に同じ、林克巳
其先五季之簡、徙自衢之桐廬、以至台黃岩之西華岩之下、聚族而居焉		
曾祖、元季、自崑崙之清陽徙居柏山		
虞氏世家台之黃岩		
世居趨之蛟井、後周、徙台之黃岩洪洋；以方氏乱、遷居方名鄉之岡峴		
先世八闕人、十二世祖游台遂家焉、後遷于黃岩		
先世乎江人、紹興中、黃岩縣尉、始家于邑		
李氏先世自赤山遷居峴		
丘氏世居臨海、八世祖遷邑市(黃岩)巖變善坊		
先杭州西湖人、宋、和靖公之裔、始祖遷居台之黃岩縣		
方山峴		
何氏世居慶善坊、先乃許人、始祖徙高宗南來居此		
先世洋人、始祖、宋建炎間避乱、徙台之黃岩		
先世、唐、大理少卿、避五季乱、由錢塘徙台之黃岩、寧溪王氏		
吾家先許人梁十三府君徙思陵南渡、居台、再遷始居泉溪(太平橋)		
宋、徙居黃岩茂浦、七世族大昌		
先江西人、宋理宗代黃岩州牧、任瀾貫居黃嶺下		
其先闕人、徙黃岩、十五府君復徙太平回浦、；歷宋抵元；國朝初；		
黃氏其先闕人、石晉時、徙黃岩之洞山		
先許人、宋；不弱考來台之黃岩、家焉		
始祖、宋侍郎立、由雲稽卜遷居吾岩之石嶺		
先闕人、徙台之黃岩則由屢宋南渡始		
台州金石志卷八		
台州墓志集録		
李氏、世台之黃岩人		
先世居台之黃岩、父徙居臨海		
世為台之黃岩人、先君徙大田(臨海)		
趨之上世居雲稽、後周、避難徙台之黃岩、因家焉		
上世自闕徙台、家于黃岩回浦		
世家台岩之新橋為著姓		
先世由闕徙台之黃岩		
上世由闕徙台之黃岩半嶺、十有三世今家回浦		墓志に同じ、林克巳
其先五季之簡、徙自衢之桐廬、以至台黃岩之西華岩之下、聚族而居焉		
曾祖、元季、自崑崙之清陽徙居柏山		
虞氏世家台之黃岩		
世居趨之蛟井、後周、徙台之黃岩洪洋；以方氏乱、遷居方名鄉之岡峴		
先世八闕人、十二世祖游台遂家焉、後遷于黃岩		
先世乎江人、紹興中、黃岩縣尉、始家于邑		
李氏先世自赤山遷居峴		
丘氏世居臨海、八世祖遷邑市(黃岩)巖變善坊		
先杭州西湖人、宋、和靖公之裔、始祖遷居台之黃岩縣		
方山峴		
何氏世居慶善坊、先乃許人、始祖徙高宗南來居此		
先世洋人、始祖、宋建炎間避乱、徙台之黃岩		
先世、唐、大理少卿、避五季乱、由錢塘徙台之黃岩、寧溪王氏		
吾家先許人梁十三府君徙思陵南渡、居台、再遷始居泉溪(太平橋)		
宋、徙居黃岩茂浦、七世族大昌		
先江西人、宋理宗代黃岩州牧、任瀾貫居黃嶺下		
其先闕人、徙黃岩、十五府君復徙太平回浦、；歷宋抵元；國朝初；		
黃氏其先闕人、石晉時、徙黃岩之洞山		
先許人、宋；不弱考來台之黃岩、家焉		
始祖、宋侍郎立、由雲稽卜遷居吾岩之石嶺		
先闕人、徙台之黃岩則由屢宋南渡始		

尚○甲は五代移住、△印は北宋代、□印は南宋代移住を、十印は推定を示す。

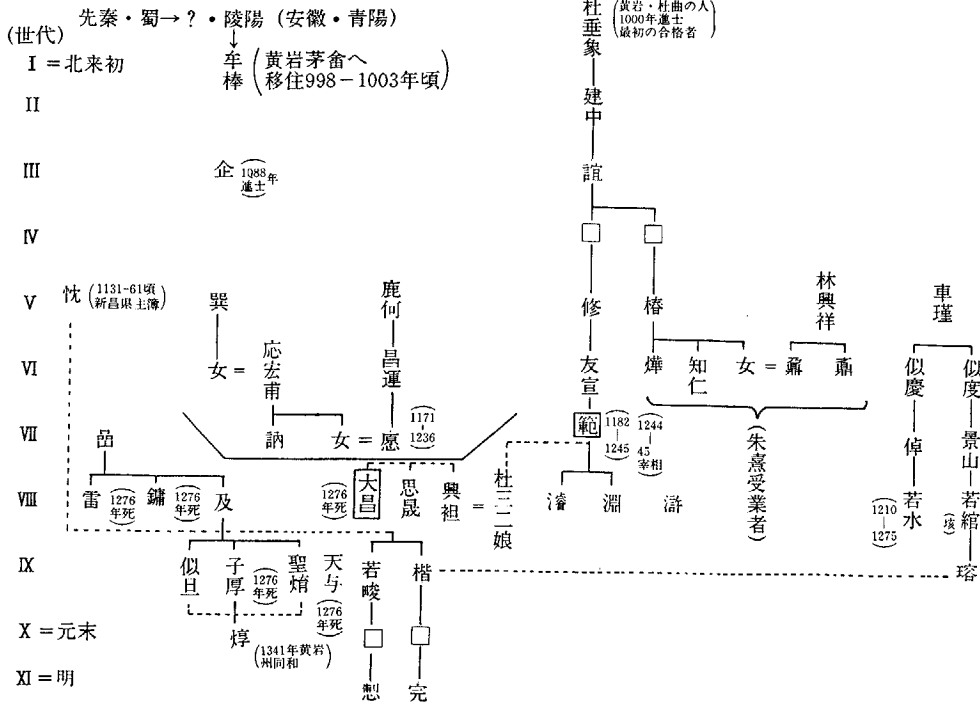
□	(明)汪燕及子猗夫妻合葬墓志	其先南亭人、…守待中、因乱徙居黃岩
○+	(宋)杜君墓誌銘	台州黃岩善士
○+	(宋)忠翊郎致士蔡君墓誌銘	家世豪族：高曾在豈關門骨肉百餘、房戶多
○+	(宋)忠翊郎武字博士蔡君墓誌銘	十四世祖、婺州上黃岩白山、遂為台州人
△	(宋)丁君墓誌銘	台州黃岩人
△	(宋)丁少詹墓誌銘	“
△	(宋)戴夫人墓誌銘	“
△	(宋)草廬先生林鼎(墓誌銘)	“
△	(宋)宣教師夏君墓誌銘	世家台州黃岩
△	(宋)竹州戴君墓誌銘	台州黃岩人、戴居南塘、聚族數十、富粟栗世
△	(宋)林伯和墓誌銘(林種)	台州黃岩人
△	(宋)葛君墓誌銘	父、由建徙台、為黃岩人
△	(宋)戴氏宗譜	温州平陽縣(太平縣)泉溪、今三百有餘歲
△	(元)陳氏族譜	蜀上蔡十台、黃岩、五世
△	(元)車氏族譜	車氏十三世、世居
○	(元)楊氏世譜	(黃岩)吳西境十五季徙居於是、據披著
△+	(元)董氏族譜	唐·乾符間、睦州(台州)臨海(黃岩)今十有三世
△+	(明)陶氏家乘	黃岩大姓、其先閩中(永嘉)朱皇祐間黃岩、
○	(明)林氏族譜	五代、黃岩衣、始居邑之浦東里
△+	(明)扈氏族譜	東蒼渡江(永康)上括蒼(仙居)上黃岩、十五世
△	(明)謝氏宗譜	(遷黃岩)含稽(北宋間)黃岩
○	(明)黃氏族譜	五代、閩·邵武(黃岩)
□	(明)王氏族譜	宋南渡(黃岩、名族葉葉益繁
△	(明)任氏族譜	北宋淳化間、湖州(黃岩)邑南橫山
△	(明)管氏家譜	宋時、括蒼(黃岩、世稱通實
(宋)寧漢王氏(遺卷記	寧漢王氏、其先來自錢塘	“
(元)忠成廟碑	(黃氏)尚書府君由閩徙台之黃岩、柔山	“
(明)蔡君墓誌銘	(先)先世自閩徙台之黃岩、大父欲聚居	“
(明)金苑士墓誌銘	其遷今黃岩之楓山、寔宋(待講)安節公	“
(明)青陽太守王公墓表	其先居錢塘：自浙入台黃岩、寧川王氏	“
(明)承事郎義彭公墓誌銘	其先閩人、避宋文進之亂、徙居黃岩之方山	“
(明)牟苑士墓誌	(遠祖)蜀、(宋咸平間)、遷黃岩之茅齋	“
(明)陳氏大宗祠碑記	鼻祖婺源人、宋建炎間遷地黃岩五部	“

34 光緒黃岩縣志卷

26 光緒黃岩縣志卷

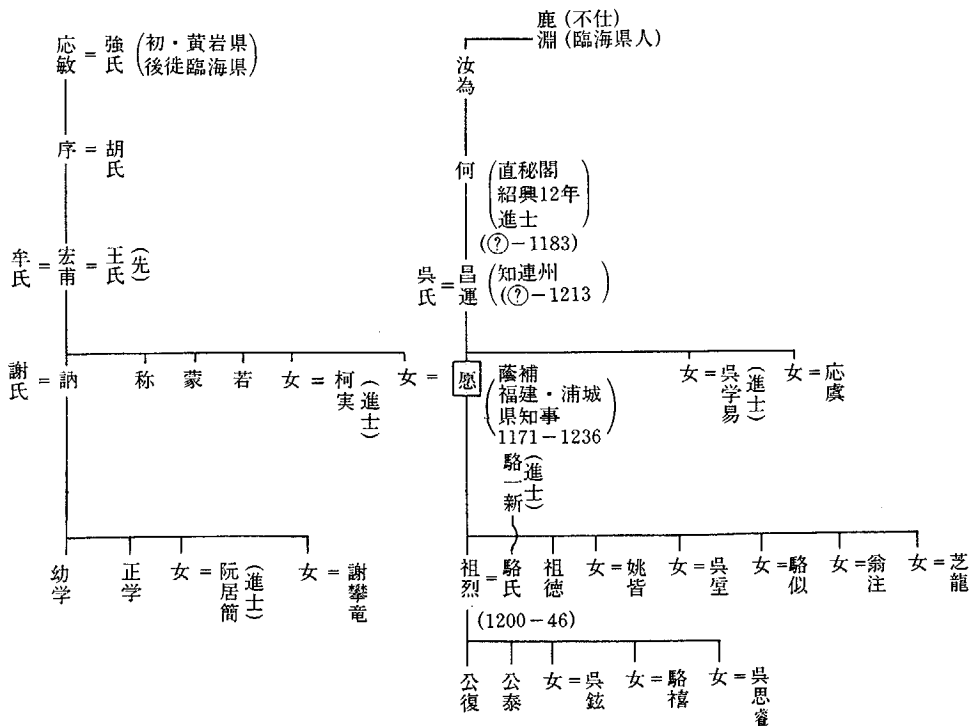
水心集卷 13
卷 14
卷 17
卷 19
卷 23
卷 15
卷 25

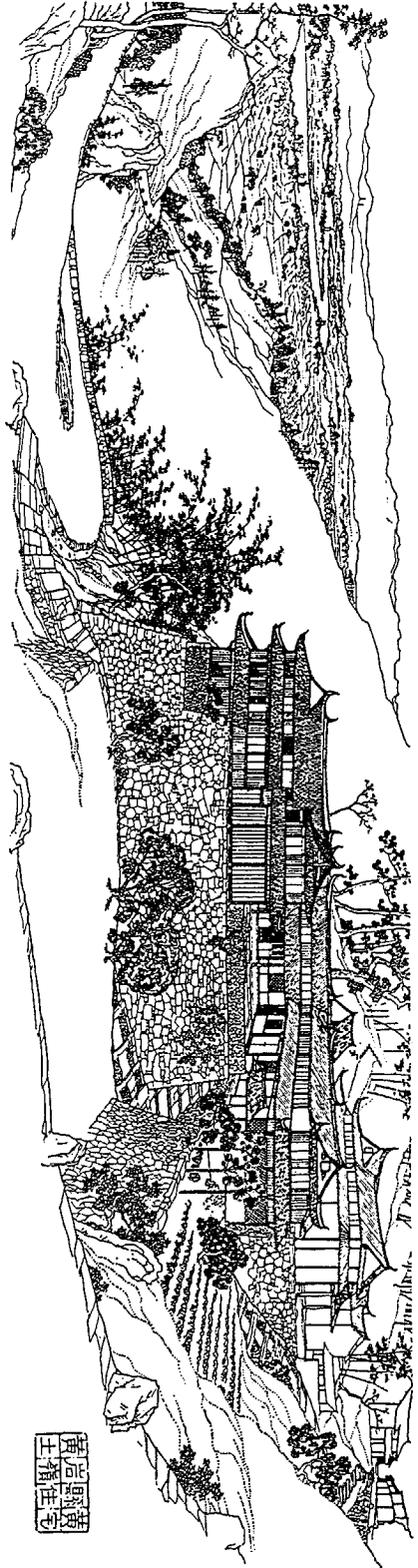
VI-1



一 南宋末期台州黃巖縣事情素描

VI-2

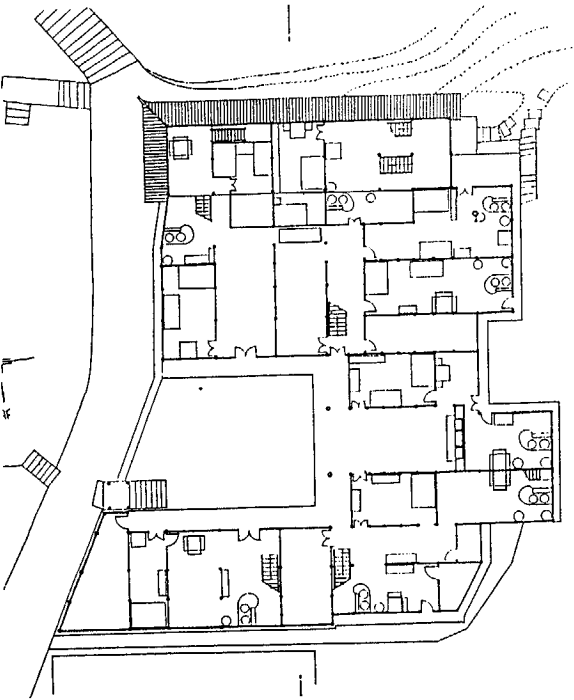




黃岩縣黃士橋住宅

浙江黃岩具黃士橋住宅透視圖

原図は『中国古代建築史』（第2版）1984年。
第7章「元明清一般城鎮住宅・園林」より。



二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

はしがき

第一部 人的構成年表

凡例

- 一 中書・門下両省の長、次、判官年表……………三八
- 二 尚書都省・六部の長、次官年表……………五四

(以上、本稿)

第二部 就任者考証(以下、別稿)

- 一 先行研究と本考証の課題

二 就任者考証

凡例

基本史料・研究文献一覧

I 中書省長、次、判官

- 1 中書令
- 2 中書侍郎
- 3 中書舎人

II 門下省長、次、判官

- 1 侍中
- 2 黄門侍郎
- 3 給事中

附 三省以外の某官・宰相

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

附録 人名索引

はしがき

吉岡真

本研究は、八世紀前半(玄宗朝開元年間 713~741AD)における唐朝中央官僚機構の人的構成について、その基礎的データを提供した研究であり、第一部「人的構成年表」と第二部「就任者考証」とで構成されている。

八世紀前半の唐朝政治史について第一に挙げられるべき研究は、安祿山の反乱の諸背景を綿密に分析し、反乱勃発に至る政治過程を明晰に論じたE・G・ブリーイブランクの書(一九五五年)⁽¹⁾である。ブリーイブランクは、一九四〇年代初に陳寅恪が提起した、唐前期政治史上の転換期、即ち七世紀末における閹隴集團の衰退と新興科挙官僚の興起⁽²⁾、という視点に依拠して、玄宗朝開元・天宝年間の宰相他高官メンバーの出自・政策と人事的変遷を丹念に調査し、当該期の政治過程を、まず既存の新興科挙官僚群に対する旧閹隴系財務貴族官人の権力闘争の開始、次に後者の政治舞台での復活、そしてかかる旧貴族宰相への極度な権力集中とそれによる辺境軍事勢力(節度使)の反中央的遠心化傾向の発生へ、と位

置づけた。

彼の書は、当時使用しうる限りの基本史料の総てを、個人の研究者が駆使して完成した精密度の高い研究であり、従来の唐代政治史研究の中でも、陳寅恪の『唐代政治史述論稿』（一九四四年）と共に、最もすぐれた著作の一つである。しかし、この書が分析の対象とした政治運営担当者（⁷）の範囲は、当時の学界の研究レベルにも規定されて、そのデータ収集の面で自ずと限界を有していたのであって、それは宰相・財務使職官などトップ・クラスの、極少数の官僚（⁸）であった。

これに対して、かかる収集資料の量的制約を解決し、唐代官制史研究の水準を大幅に高めることに成功したのが、その著『唐僕尚丞郎表』（⁴）に集約される、台湾の嚴耕望の実証研究である。彼は、宰相に代表された最高次の政策決定関係者だけではなく、唐朝の人事・財政・司法など通常の国事行為の総てにわたる決定、即ち詔勅の発令、に権限を有した官僚（⁵）にまで情報収集の範囲を拡大するという、膨大な史料整理と実証の作業に着手した。そして、唐朝国政の中枢機関である中書・門下・尚書三省の内、特に、政策施行官府である尚書都省及び六部の長、次官に就任した官僚についての伝記・系譜・詔勅類や石刻碑文等、あらゆる現存の唐代史料をほぼ網羅的に収集・分析して、就任官人の人物名・任免年月日などに関する考証を施した、唐代三〇〇年全般にわたる尚書都省・六部の要職就任者の一覧年表とその実証史料とを我々に提示した。それはブリービランタの著書公刊の翌年（一九五六年）のことである。

この『唐僕尚丞郎表』は、唐朝中央官僚機構内の人的構成に関する情報書としては、その収集史料の豊富なことと考証の正確さの点において

際立った、今日までで最も完璧な研究であり、信頼しうる工具書である。しかしながら、唐公式令の中に明確に規定されてあるが如く、詔勅の発令に実権を有した当代の国政担当者の中には、政策の施行官庁である尚書都省・六部の長、次官の外になお、詔勅起草する中書とその不備を審査する門下、この両省の長、次、判官が含まれていたのである。（⁷）次にかかる三省六部要職（定員総数三七名）の構成を、品階別に一覧すれば左のようになる。（⁸）

左表によって判るように、嚴耕望の書は国政運営メンバーの中の一部

唐朝三省六部の品階別構成表（（）内の数字は定員）

品階	官府・部局		尚書省							
	中書省	門下省	都省		六部					
正二品		令	右僕射	左僕射	吏部	戸部	礼部	兵部	刑部	工部
従二品			(1)	(1)						
正三品	令	中			尚書	尚書	尚書	尚書	尚書	尚書
従三品					(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
正四品	侍	郎	黄門侍郎	左丞	侍郎					
従四品			(2)	(1)	(2)					
正五品	舍人	給事中		右丞	侍郎	侍郎	侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
従五品			(4)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)

※ 尚書令は殆ど任命されず、よって僕射が長官、丞が次官の役割を果たした。

分に関する情報整理であって、従って、唐朝政権内部の人的構成とその変遷を組織的に研究するためには、更に、三省の内で国事行為の決定に特に重要な役割を果たした中書・門下両省の要職就任官について、その人物名・任免年月日・氏族出自・出身地域などを、唐史料の総合的調査によって復原・実証した工具書がぜひとも必要となる。

筆者は曾て、かかる三省六部要職就任者の全員に関するデータを、唐代の一時期(713~41 A.D.)に限ってではあるが収集・整理して、八世紀前半における唐朝政権の、階層的・地域的構成の史的特質について概観した研究(前稿)⁽⁹⁾を發表し、従来の陳寅恪・プーリイブランク以来の学説に一定の限定を加えたことがある。そして前稿發表後、特に中国では、従来の唐史基本史料の標点テキスト・人名索引や、諸種の工具書が統々と出版されて史料調査の作業が頗る容易になったのに加えて、更に、『千唐誌齋藏誌』⁽¹⁰⁾などの墓誌拓本写真集を始めとする新たな唐代伝記関係史料が次々と公刊されるに至って、前稿發表時に作製していたデータ(「任免年表」・「史料考証」)を、かかる新史料とテキスト・工具によって詳細に補訂することも十分に可能となってきた。

本研究は、以上のような最近の学界の進歩に依拠して、前稿では紙幅の都合上、一切省略せざるを得なかった⁽¹⁾、玄宗朝三省六部(とりわけ中書・門下両省)要職就任者についての基礎的情報を再整理し、第一部「人的構成年表」(本稿)と第二部「就任者考証」(別稿)に分けてここに公表するものである。

尚、本研究第一部の年表では、玄宗朝の政権内部構成を、三省六部の全体にわたって逐年的に通覧できるように、又、本稿の作業過程で発見

した嚴耕望の考証の、かなりの数に上る誤りを訂正・表示するために、『唐僕尚丞郎表』の年表(巻一四)から開元年間の部分を再録することとし(第一部一)、第二部の考証では、尚書都省・六部のそれは嚴耕望の書(巻五一二)ではほぼ完璧に為されているので、中書・門下両省の要職就任官年表(第一部一)に掲げた各官人についてのみ、その考証結果を提示することにした。

註

- (1) Puleyblank, E.G., *The Background of the Rebellion of An Lu-shan*, Oxford Univ. Press, London, 1955.
- (2) 陳寅恪『唐代政治史述論稿』一九四四年(『陳寅恪先生論集』、中央研究院歷史語言研究所、一九七一年所収)上篇二〇一―二三頁、参照。
- (3) Puleyblank, E.G., *op. cit.*, Appendix V, pp.192-208.
- (4) 全四冊『中央研究院歷史語言研究所』台北、一九五六年。
- (5) 池田温「律令官制の形成」『岩波講座・世界歴史5』所収(岩波書店、一九七〇年)三二一―三三頁。
- (6) 仁井田陞『唐令拾遺』五四二頁：唐令第二二公式令第一条「制書式」、同五四六頁：公式令第二条「奏抄式」、五五九―六一頁：公式令第一条「制授告身式」、五六三―六八頁：公式令第二条「奏授告身式」(初版一九三三年、再版一九六四年、東京大学出版会)、参照。
- (7) 三省六部の機能については、礪波護「唐の三省六部」(同『唐代政治社会史研究』、同朋社、一九八六年、所収)一九八―二〇八頁、参照。
- (8) 本表は、池田温等編『六典所掲開元職員一覽表』一一二頁(編者油印、北海道大学文学部東洋史研究室、一九六七年)によって作成した。
- (9) 吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」『史学研究』一五三(一九八一年)。
- (10) 上・下二冊、河南省文物研究所・洛陽地区文物管理処編、文物出版社、北京、一九八四年。
- (11) 吉岡前掲論文三五頁註(25)、参照。

第一部 人的構成年表

凡例

(一) 本年表(一、二)は左のように構成されており、表中の表記法は

すべて殿耕望の『唐僕尚丞郎表』のそれに即し、又、旧字体で記す。

一、中書・門下兩省の長、次、判官年表

官府・官職	中書			省			門下			省		
	長	官	次	判	官	官	長	官	次	判	官	
年 (A.D.)	令	令	侍郎	侍郎	舍人	舍人	侍中	侍中	黃門侍郎	黃門侍郎	給事中	給事中
				舍人	舍人	舍人					給事中	給事中
				舍人	舍人	舍人					給事中	給事中
				舍人	舍人	舍人					同官職	宰相

二、尚書都省・六部の長、次官年表

官府・官職	尚書都省			六部			部 (度支・塩運等使附)			
	長	官	次	吏部	戸部	度支・塩運等使	礼部	兵部	刑部	工部
年 (A.D.)	左僕射	右僕射	左丞	尚書	侍郎	侍郎	尚書	侍郎	侍郎	尚書
			右丞	侍郎	侍郎	尚書	侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
				侍郎	侍郎	度支使	侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
				侍郎	侍郎	塩運等使	侍郎	侍郎	侍郎	侍郎

(二) 年表一 (中書・門下兩省の長、次、判官年表) に表示した人名の

右に付した番号は、長、次、判官それぞれの就任順を示すものであ

り、又、本研究第二部の就任者考証の人名番号を兼ねる。

(三) 年表一では、三省以外の官府に属する官職の就任者で宰相となつ

た者 (同中書門下三品、平章事等…計三名) も併せて表示した。

(四) 表中の表記法の参考のために、殿耕望『唐僕尚丞郎表』凡例 (一―四頁) の関連箇所を、そのまま以下に転載する。

一、唐世任官、正員之外、有兼、有判、有攝、有權知、有檢校。兼判攝及權知雖非眞除、然皆實職、故並收之。

二、舊新兩書及通鑑書事、官名及年月日往往歧異、是非得失有不可

考者。若三書皆載而各不相同、則取通鑑。若三書皆載、二同一

異、則取其同者。若僅見二書、則取時次較後者。

三、遷轉書例——唐世職官遷轉、正史及政書無一定明確之書例。今

略準兩唐書敍事用字釐爲條例、以便書敍。

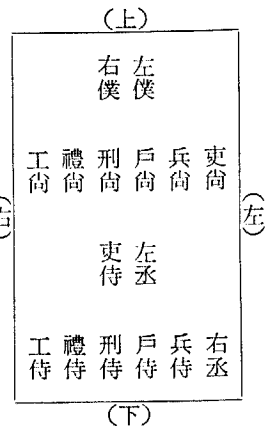
(甲) 僕尚丞郎與他官互調、其書法凡十二例 (有與此例不符者、

則以職之輕重爲準)

- (1) 品同職均曰「換」、(2) 品高職均曰「遷」、(3) 品低職均曰「換」、(4) 品同職重曰「遷」、(5) 品同 (或稍低) 職輕曰「轉」、(6) 品高職重曰「遷」、(7) 品高職輕曰「徙」、(8) 品低職重曰「換」、(9) 品低職輕曰「左遷」、(10) 重謫曰「貶」、(11) 特遷曰「擢」、曰「擢遷」、(12) 僕尚丞郎出任節度觀察刺史曰「出爲」、節度觀察刺史入爲僕尚丞郎曰「入遷」。

(乙) 僕尚丞郎互調、不論職任之閒劇、惟以品秩位序爲標準。今

按下圖釐爲四例。



- (1) 由下而上曰「遷」、(2) 由上而下曰「轉」、(3) 由右而左曰「遷」、(4) 由左而右曰「換」。

(唐初六部位次稍異故有變例)

(丙) 拜相、不論官品高低均曰「遷」。罷相曰「罷爲」、或「出爲」。罷爲本官曰「罷守本官」。

四、薨卒書例——僕射宰相書「薨」。餘皆書「卒」。

五、特殊標記

●……現任宰相 ○……舊任宰相

六、官名簡稱——通表官名以書簡稱爲原則。茲列簡稱表如次。

(1) 尚書省諸長官

左右僕 (尚書左右僕射) 左右丞 (尚書左右丞) 某尙

(某部尙書) 某侍 (尚書某部侍郎)

(2) 九卿——凡正卿皆省「卿」字、少卿省「卿」字又移「少」字

於本名之前、如太常 (太常卿)、少太常 (太常少卿)、餘類推。

(3) 左右兩省官

中令 (中書令) 紫令 (紫微令) 中郎 (中書侍郎) 紫

郎 (紫微侍郎) 中舍 (中書舍人) 紫舍 (紫微舍人)

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

門郎 (門下侍郎) 黃郎 (黃門侍郎) 給事 (給事中)

左右騎 (左右散騎常侍) 散騎 (散騎常侍不知左右) 左

右大諫 (左右諫議大夫) 大諫 (諫議大夫不知左右)

(4) 御史臺官

大御 (御史大夫) 御丞 (御史中丞)

(5) 京兆府官

京尹 (京兆尹) 少京尹 (京兆少尹)

(6) 東宮官

太師、少師、太傅、少傅、太保、少保、詹事、賓客 (以上皆省「太子」二字)、左右庶 (太子左右庶子)、庶子 (太子庶子不知左右)

(7) 諸院學士

輪學 (翰林學士) 集學 (集賢院學士) 弘學 (弘文館學士)

(8) 使職

鹽運使 (諸道鹽鐵轉運等使)

(9) 外官

某某節度 (某某節度觀察等使) 某某觀察 (某某觀察等使)

某刺 (某州刺史) 某督 (某州都督) 某大督 (某州大都督府長史)

(10) 散官

開府 (開府儀同三司)。各級大夫皆省「大夫」二字、惟

中大夫不省。又金紫光祿大夫、銀青光祿大夫皆省「光祿大夫」四字。諸郎以下皆無簡稱。

一 中書・門下兩省の長、次、判官年表

官職・年號 (A. D. 年)	官府		中書				省	
	長	官	次	官	判	官	官	
(七二二) 太極元 延和元 〔五月十三辛〕 〔已改〕 〔玄宗〕 〔八月三日庚〕 〔子即位〕 〔辰改〕 〔八月七日甲〕 先天元	●1 崔湜一八月十 三庚戌出中郎 同三品遷檢校 中令		●1 崔湜一八月十 三庚戌由中郎 同三品遷檢校 中令	●2 陸象先一 郎同平章事	●1 賈曾一 是年正月十一辛巳見 在任大諫・知制誥 七月二十五壬辰見在任	●2 裴灌一 是年十一月遷兵部尚書	●3 韓思復一	●4 蘇晉一 是年秋冬遷中舍兼崇學
(七二三) 先天二 開元元 〔十二月〕 〔改〕	●3 張說一七月十 四乙亥由左丞 遷檢校中令 九月十日庚午 正拜中令	●2 蕭至忠一 正由吏尚遷 子誅七月三日甲	●1 王珣一 是年八月由太子舍人 兼大諫・內供奉擢遷 王珣一 是年冬或明年春見在任(兼崇學)時階朝散	●4 蘇頌一 約七月八月由工侍 遷中郎兼知制誥時階銀青		●3 韓思復一 是年蓋是蘇晉一 七月見在任時階朝議 俄出爲泗刺	●5 路敬潛一 開元初由某郎中遷 終中舍	

(A.D.年) 帝號・年號	官職・官府	
	舍人	門
(七二二) 太極元 延和元 〔五月十三辛巳改〕	●1 劉幽求 八月十一日戊申 或十三日庚戌 由侍中遷右 僕仍同三品	長 侍中
	●3 魏知古 八月三日庚子即位 由戶尚同三品遷	●1 劉幽求 八月十一日戊申 或十三日庚戌 由侍中遷右 僕仍同三品
(七二一) 先天元 〔八月七日甲辰改〕	●2 岑羲 六月十五日癸丑 由戶尚同三品遷	官 侍中
	●4 劉幽求 十一月五日乙丑 由左僕同三品為左僕兼侍中	●岑羲 七月三日甲子誅
(七二〇) 先天二 開元元 〔十二月改〕	●1 盧懷慎 是年 兵侍遷	次 黃門侍郎
	●2 李義 是年	官 黃門侍郎
	●1 唐紹 是年 初冬或明年 由左司郎中遷給事知禮儀事	下 判 給事中
	●2 鄭勉 是年 十二月或明年遷祭舍時	給事中
	●3 魏奉古 是年 左司郎中遷	省 給事中
	●4 孔仲思 是年前後曾官給事	官 給事中
	●5 崔儼 七月見在任奉時 正年或明年遷吏部郎中時階朝	給事中
	●1 竇懷貞 正月二十五日 未由左大御遷同三品 七月八日乙亥遷右僕仍兼大御軍事軍國重事	中書・門下・尚書 三省以外の官府 同官職・宰相
	●2 魏知古 六月二十四日 由右騎同三品遷戶尚同三品仍同三品	

官職・ 官府	長	令	令	侍	侍	舍	舍	舍	舍	省	官	(A.D.) 帝號・年號	(七二一) 開元九	(七二〇) 開元八	(七一九) 開元七	(七一八) 開元六	(七一七) 開元五	
		中書令 九月六日壬寅 復舊名	中書令 九月六日壬寅 復舊名	中書侍郎 九月六日壬寅 復舊名	中書侍郎 九月六日壬寅 復舊名	中書舍人 九月六日壬寅 復舊名	中書舍人 九月六日壬寅 復舊名	中書舍人 九月六日壬寅 復舊名	中書舍人 九月六日壬寅 復舊名									
●張嘉貞														張嘉貞—五月十 五丁卯由中郎同 平章事遷				
盧從愿				盧從愿—是年或 明年春夏由左丞 遷														
					蘇頌—正月二 十八辛巳罷為 禮尚時階銀青									張嘉貞—正月 二十八辛巳由 并大督長史入 遷中郎同平章 事 五月十五丁卯 遷中令				
呂太一						柳 ¹⁸ 年由給事遷												
苗延嗣						崔璩—是年或上王丘 年由吏部郎中遷												
何鸞						高仲舒—是年或 上年卸												
韓休						崔琳												

官職・ 年號	中		書		判		省	
	長	官	次	官	人	人	人	官
(A.D.) 帝號・年號 (七二二) 開元一〇	●張嘉貞		盧從愿		呂太一	苗延嗣	張九齡 張九齡一二月十 七戊子由司勳 外郎遷中舍・內 供奉時階朝散	韓休 韓休一蓋是年末 遷禮侍兼知制誥
(七二三) 開元一一	●張嘉貞一二月十 三己酉出爲幽刺		盧從愿一二月十 六壬子見在任 二月末至三月初 間遷工尚進階銀 青充東都留守	呂太一 蓋是年 遷戶侍	苗延嗣 後終太 原少尹	張九齡一五月二 十八壬辰進階朝 請	陸伯玉 陸伯玉一開元十 年前後曾官中舍	
(七二四) 開元一二	●張說 張說一二月二十 七癸亥由兵尚同 三品爲兵尚兼中 令 四月二十九癸亥 正拜中令		崔沔 崔沔一二月三十 月五日丁酉 見在任 十二月見在任	陸堅 陸堅一蓋是年由 給事遷仍兼學士	王明從 王明從一開元中 曾官中舍	張九齡 張九齡一十二月 十三己亥正拜 中舍時階朝請	王言從 王言從一開元中 曾官中舍	
(七二五) 開元一三	●張說 張說一十一月十 二壬辰遷右丞相 仍兼中令時階特 進			陸堅 陸堅一四月三日 丙辰兼集學後終 秘書監		張九齡 張九齡一四月二 十五戊寅進階中 散 十一月十六丙申 徙少太常		
(七二六) 開元一四	●張說 張說一四月十二 庚申罷爲右丞相		李元紱 李元紱一四月 九日丁巳由戶 侍遷中郎同平 章事	趙多職 趙多職一蓋是年 由考功員外郎遷 中舍・內供奉	宋遙 宋遙一蓋是年夏 由度支郎中遷	袁暉 袁暉一蓋是年或明 年官至中舍	崔禹錫 崔禹錫一開元中 葉曾官中舍	

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

官職・ 官府・ (A.D.)年 帝號・年號	長		中		次		官		書		判		省		官	
	令	令	令	官	侍	郎	侍	郎	舍	人	舍	人	舍	人	舍	人
(七二八) 開元一六					●李元紘						席豫 ⁴⁴ 是年或明 年遷中舍			盧奐 ⁴⁵ 是年或明 年遷中舍		李訥 ⁴⁶ 開元後期 (或十三、四年) 曾官中舍
(七二九) 開元一七					●裴光庭 ¹⁰ 六月 十五日 甲戌由兵 尚兼中令 侍遷中郎 同平章事 八月二十 一己卯兼 大御 章事 ●李元紘 ⁷ 六月十五 甲戌由兵 尚兼中令 仍遙領河 西節度 時階銀青					席豫	宋遙 ⁴⁹ 是年秋換 御丞		盧奐 ⁵⁰ 是年或明 年換御丞		裴寬 ⁴⁷ 是年六七 月由河西 節度判 官入遷	
(七二七) 開元一五					●李元紘					趙冬曦 ⁴² 是年或明 年徙少太僕			袁暉		劉昇 ⁴² 開元中葉 曾官中舍 是年正月 二十四日 西見在任 時階朝散 後終右庶	
(七三〇) 開元一八	●蕭嵩									席豫 ⁴⁹ 是年或明 年遷禮侍	鄭少微 ⁴⁹ 是年蓋是 年由吏部 郎中遷		王丘 ⁵⁰ 是年或明 年由前左 丞遷右 騎兼知制 誥		裴寬 ⁴⁷ 五月二十 六日西見 在任是年 或明年轉 左司郎中 兼侍御史 內供奉	

<p>(七三二) 開元一九</p>	<p>●蕭嵩一是年二月 兼集學知院事</p>				<p>51 梁昇卿一是年或 上年遷中舍</p>	<p>鄭少微一約是年 遷少鴻臚</p>	<p>王丘</p>	<p>52 盧綯一蓋是年 由吏部郎中遷</p>
<p>(七三三) 開元二〇</p>	<p>●蕭嵩一七月六日 丁未見在任時階 如故 十二月三日壬申 遷吏尚仍兼中令 原階銀青此時或 稍後進階金紫</p>		<p>11 張九齡一五月 二十七癸巳由 工侍兼知制誥 遷檢校中郎仍 兼知制誥・集 學副知院事 是年秋丁憂免 階正議</p>	<p>閏員 七月六日丁未</p>	<p>梁昇卿一九月二 十一辛酉(或稍 後)貶莫刺</p>	<p>鄭少微一約是年 遷少鴻臚</p>	<p>王丘一七月六日 丁未見在任知制 誥</p>	<p>盧綯</p>
<p>(七三三) 開元二一</p>	<p>●蕭嵩一六月二十 八癸亥見在任</p>		<p>11 張九齡一十二 月二十四丁巳 起復遷中郎同 平章事</p>	<p>閏員 五月二十七丁 亥</p>	<p>54 徐安貞一是年或 上年遷中舍・內 供奉兼集學 十二月二十四丁 巳見在任</p>	<p>55 裴敦復一上年末 或年初由檢校 吏部郎中遷 時階朝議郎?</p>	<p>王丘一三月或四 月換大御</p>	<p>盧綯一上年八月 至是年秋以前間 換御史時階朝議</p>
<p>(七三四) 開元二二</p>	<p>8 張九齡一五月二 十八戊子由中侍 同平章事遷仍集 學知院事進階銀 青(五月二十七 丁亥見在任) 七月二十五甲申 充河南開稻田使</p>		<p>12 張九齡一五月 二十八戊子遷中 令進階銀青 嚴挺之一是年 未或明年由吏 侍兼守左丞遷</p>	<p>閏員 五月二十七丁 亥</p>	<p>徐安貞一五月二 十七丁亥見在任 時階朝議 是年末或明年遷 檢校工侍</p>	<p>裴敦復一是年正 月二十二乙酉見 在任</p>	<p>56 徐嶠一蓋上年遷 中舍・內供奉 是年見在任</p>	<p>57 王敬從一蓋是年 或上年末由給事 遷</p>

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

唐・宋間における支配層の構成と變動に関する基礎的研究

官職・ 帝號・年號 (A.D.年)	官		書		判		省	
	長	中	次	官	人	人	人	官
(七三五) 開元二三	●張九齡		嚴挺之—七月 二十三丙子見 在任 十月見在任		達奚珣—約是年 裴敦復—是年或 徐嶠—蓋明年徒 少大理			王敬從
(七三六) 開元二四	●張九齡—十一月 二十七壬寅罷爲 右丞相時階金紫		嚴挺之—七月 見在任 十一月二十七 壬寅出爲涖刺		達奚珣	韋陟—是年或上 呂向—是年或明 年由給事遷中 舍・翰林院供奉		王敬從—是年末 或明年初換御丞 充京畿採訪進階 中散
(七三七) 開元二五	●李林甫—十一月 二十七壬寅由兵 尚同三品爲兵尚 兼中令		徐安貞—是年 未由檢校工侍 集學遷仍充集 學時階中大夫		達奚珣—是年或 上年遷中舍時階 朝議	呂向	李彭年—開元二 十二年由給事遷 同時階朝議 同年十一月見在 任	
(七三八) 開元二六	●李林甫—正月二 十三壬辰遙領隴 右節度		徐安貞—八月 二十五丁巳、九 月十一壬午共 見在任		達奚珣	呂向—是年由中 舍翰林供奉遷工 侍出院	李彭年—約是年 徙少太僕	
(七三九) 開元二七	●李林甫—四月二 十八己丑遷吏尚 仍兼中令時兼集 賢大學士遙領河 西隴右節度時階 金紫		徐安貞		達奚珣	韋陟	賈登—蓋上年由 給事遷時階朝議 請	梁涉—上年或是 年初由兵部郎中 遷時階朝議郎

天寶元 (七四二)	官府・官職		長	中	次	官	書	判	省	官
	(A.D.年)	帝號・年號								
天寶元 (七四二)	● 李林甫 停知禮 右節度進階光祿 八月二十壬辰遷 左僕仍兼右相史 尚集學時階光祿 尋進階特進	右相 二月二十丙申 更名	右相	右相	侍郎	侍郎	舍人	舍人	舍人	舍人
			李林甫	徐安貞	徐安貞	達奚珣	韋陟	孫逖	梁涉	
			李林甫 蓋是年 停知河西節度	徐安貞 十月 十六日已見在 任時階太中	達奚珣	韋陟	賈登 約是年卸	梁涉		
			徐安貞 三月 三日甲申 閏 四月十八日 戊 共見在任 (蓋 是年兼吏侍 ?)	達奚珣	韋陟 是年遷禮 侍	孫逖 服闋是年 復為中舍 是年五月 (或十 月) 見在任	梁涉			
			達奚珣	孫逖	梁涉					
			孫逖	梁涉						
			孫逖	梁涉						
			孫逖	梁涉						

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

官職・ 官府・ 年號 (A.D.) 帝號・ (七三五)	中書省		門		下		省
	判	舍人	長	中	官	次	
開元二二 (七三六)	孫逖 夏由吏部郎中 選	苗晉卿 春夏由吏部郎中 選	裴耀卿 十一月二十七日 壬寅罷爲左 丞相仍宏學 時階金紫	牛仙客 二月二十一日 丙寅以工部 同三品知門 下省事仍領	陳希烈 或上年由吏 部郎中選	李愷 或上年由吏 部郎中選	呂向 或明年遷中 舍・翰林院 供奉
開元二三 (七三五)	盧怡 是年或 明年換御丞		裴耀卿		黃門侍郎 陳希烈 子二十三月 子二十月 十二月二十 四乙亥共見 在任	給事中 王昱 或明年出爲 守太原尹 河北都留守 河東節度	給事中 韋恆 約上 年遷給事 開元二十 年十一月 見在任
開元二五 (七三七)	孫逖	苗晉卿	牛仙客 二月二十七日 午見在任時	陳希烈 月十九辛 卯八月二 十九辛未 午共見在任	黃門侍郎	給事中 韋恆 是年 或上年從少 太常時階朝 議	郭璘 開元 二十 年 或二十 年 代 前後會官 給事
開元二六 (七三八)	孫逖	苗晉卿	牛仙客 月六日乙亥 正月拜侍中 領朔方節度 兼河東節度	陳希烈 閏 八月十六 壬午見在任	給事中 褚廷誨 蓋 是年由大諫 遷時階朝議	給事中 賈登 約是 年遷中舍時 階朝請	劉誣 開元 後期會官 給事
開元二七 (七三九)	孫逖 是年四 月丁父憂免	苗晉卿 是年 權知吏部選事	牛仙客 月二十八日 丑遷兵尚仍 兼侍中遙領 朔方河東節 度	陳希烈	給事中 褚廷誨 正 月二十七 庚申見在任	給事中 趙安貞 是 年或明年由 吏部郎中選	

二 尚書都省・六部の長、次官年表

官職・ 官府	(A. D. 年) 帝號・年號	
	尚書	都省
左 僕 射	(七二二) 太極元 延和元 [五月十三辛] 已改 玄宗 [八月三日庚] 子即位 先天元 [八月七日甲辰改]	左 僕 射 ○韋安石一蓋八月 貶蒲刺 ●寶懷貞一八月十 三庚戌由右僕兼 大御平章軍國重 事選左僕仍同三 品兼大御
	右 僕 射	右 僕 射 ●寶懷貞一七月八 日乙亥由左大御 同三品選右僕仍 兼大御平章軍國 重事 八月十三庚戌選 左僕仍兼大御同 三品 ●劉幽求一八月十 一日戊申或十三 日庚戌由侍中選 右僕仍同三品 同月二十六癸亥 流封州
左 次 丞	左 次 丞 ○張說一蓋是年八 九月分司東都	左 次 丞 ○張說一七月十四 盧藏用一七月六 乙亥選檢校中令 日丁卯流嶺南 張廷珪一是年以崔昇(女昇)一是 禮侍兼判時階正 年見在任
右 次 丞	右 次 丞 盧藏用一多或明 年春由工侍選時 階蓋正議	右 次 丞 盧藏用一多或明 年春由工侍選時 階蓋正議
尚 書 郎	尚 書 郎 ○郭元振一 六月二十 三辛酉換 方大總管 刑尚充朔 階如故 畢構一蓋是 年六月 曾官吏尚 並遙領益 大督長史 蕭至忠一 是年始任	尚 書 郎 ○蕭至忠一 正月十一 乙亥選中 令 ●魏知古一 十二月以 黃門監攝 吏尚知東 都選 ○崔日用一 七月稍後 由吏侍檢 校雍州長 史選
尚 書 郎	尚 書 郎 馬懷素一 是年或上 大理師 吳道師一 是年前後 曾官吏侍	尚 書 郎 ○崔日用一 六月由刑 大督長史 入選 七月三日 甲子兼檢 校雍州長 史不久遷吏 尚 盧懷慎一 十二月以 黃門監攝 吏尚知東 都選 ○李朝隱一 七月稍後 由吏侍檢 校雍州長 史選
尚 書 郎	尚 書 郎 ●岑義一正 月二十五 乙未以本 官同三品 六月十五 癸丑遷侍 中 ●魏知古一 六月二十 四壬戌由 右王同三 品選戶尚 品同三品 仍同三品 八月十三 庚戌遷侍 中 ○鍾紹京一 八月稍後 由蜀刺復	尚 書 郎 ○鍾紹京一 三月見在 任時久轉 紫事 李晉一夏 始任 王珣一七 月十一日 申由中郎 遷戶尚 申由中郎 遷戶尚 九拜同青 階銀月未 為中庚辰 姚珽一多 由賓客復 遷戶尚進 階金紫
尚 書 郎	尚 書 郎 和逢堯一秋 貶朔州司馬	尚 書 郎 和逢堯一秋 貶朔州司馬

官職・ 帝號・年號 (A. D. 年) (七二四)	官職・ 長	官職・ 書	官職・ 都	官職・ 省	官職・ 吏	官職・ 部 (度支鹽運等使附)	官職・ 戶
(七一五) 開元三			陸餘慶—開元初四年以前以宗正兼判換大理 韋玢—十二月由左丞出爲冀刺 源乾曜—十二月或明年正月由戶侍兼御史遷時階正議 崔泰之—是年春夏遷黃郎	張暉—是年或上年以詹事兼時階銀青 劉知柔—是年或上年由戶侍遷時階銀青 是年從鴻臚階如故	盧懷慎— 正月二十日 癸卯以黃門監兼檢校吏尚	李朝隱	尹思貞—馬懷素—是蓋是年換工尚 如故
(七一六) 開元四			源乾曜—十一月二十四丙申遷黃郎同平章事	倪若水—二月二十四辛未出爲汴刺河南採訪	●盧懷慎— 正月十九日 丙申正兼吏尚 十一月七日 己卯罷 宋璟—閏二月十七日 由刑尚遷 銀青門監兼黃	李朝隱— 五月貶滑刺	畢構—是年或上年冬由河南尹入遷時階銀青 十月以病轉詹事階如故 癸丑卒十一月十一日 崔泰之—由黃郎遷

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

唐・宋間における支配層の構成と變動に關する基礎的研究

官職	官府		部	度支・鹽運等使	禮	兵	刑(度支鹽運等使附)	工
	侍郎	尚書						
(A.D.年) 帝號・年號	(七二一) 太極元 延和元	(七二二) 已改 五月十三辛	戶部	度支	禮	兵	刑	工
	玄宗 八月三日庚 子即位	先天元 八月七日甲 辰改	侍郎	鹽運	尚書	尚書	侍郎	侍郎
	劉知柔 是年由荆 入遷長史 是年或明 年遷右丞 時階銀青		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
	李傑 十月充以 陝州刺史 陝州刺史 使發水運		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
	薛稷 薛稷 前徙七月 保徒少		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
	崔泰之 崔泰之初遷 張廷珪 洪督江 按察入西 左丞兼判		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
	郭元振 郭元振 以本官同三 月九日辛丑		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
	裴抗 裴抗 是年或明 年遷右丞 時階銀青		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
	李日知 李日知 是年或明 年遷右丞 時階銀青		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
	程行謀 程行謀 是年或明 年遷右丞 時階銀青		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
	姜皎 姜皎 是年或明 年遷右丞 時階銀青		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎
	蘇頌 蘇頌 是年或明 年遷右丞 時階銀青		侍郎		侍郎	侍郎	侍郎	侍郎

官府・官職

六

部(度支鹽運等使附)

戶部
度支
鹽運等使
禮部
兵部
刑部
工部

侍郎
度支
鹽運
尚書
侍郎
尚書
侍郎
尚書
侍郎
尚書
侍郎

(A.D.年號)
(七二四)
帝號・年號
開元一
王志愔
是年或上
河由汴刺
入遷按察
進階戶侍
刺本出銀魏
察本道按
李傑
閏二月
尹充河南
運使陸
南使河
運(按)陸
南使水陸
以伊例兼
充僅書
不其朔後
鄭惟忠
初由開元
御遷大元
階銀時
青
張廷珪
夏或前後
一或月
黃郎時
正議
馬懷素
是年判少
詹事刑
侍兼判禮
蓋旋卸
姚崇
韋抗
十是
月見在任
裴灌
夏
趙彥昭
三月甲辰
賤袁州別
薛謙光蓋
是年由賓
遷刑尚進
金紫尚階
同年出為
都留守東
李義以
紫郎知制
誥兼檢校
尚時階銀
青
馬懷素
是年進階
銀青兼判
禮侍兼刑
又正拜刑
是年又遷
戶侍階如
故
魏知古
正月二十
一甲辰卒
時階銀青
尹思貞
是年由戶
尚換致仕
劉知柔
是年由鴻
臚選時階
銀青
在任一月
北安撫使
蕭元嘉
官蓋開元
蓋開元初
官至工侍
初
姜晞
春
夏見在任

(七一五)
開元三
源乾曜
是年或上
少監遷府
階正議旋
兼御史丞
明二年或
遷左丞階
如故
鄭惟忠
是年
見在任
十一月
見在任
姚崇
韋抗
左庶
是年
時階銀青
姜晦
是年
常選
裴灌
李義
是年
三月十月
共見在任
旋正除階
故
崔玄祗
蓋中宗
宗世官至
刑侍
魏知古
正月二十
一甲辰卒
時階銀青
尹思貞
是年由戶
尚換致仕
劉知柔
是年由鴻
臚選時階
銀青
在任一月
北安撫使
樞臣範
開蓋中宗
元初
官至
會

(七一六)
開元四
崔皎
十
二月見在
鄭惟忠
是年
轉賓客
姚崇
正月
六日癸未
見在任
姜晦
是年
年遷吏侍
裴灌
李義
二月
辛酉
卒時階如
故
宋璟
是年
月由廣督
遷刑尚充
京留守西
閏十二月
十七日亥
罷
為開府
劉知柔
十一月
見在任
充工部
守兼
留
蕭元嘉
官蓋開元
蓋開元初
官至工侍
初

唐・宋間における支配層の構成と變動に関する基礎的研究

帝號・年號 (A. D. 年)	官職・年號		官職		官職		官職		官職		官職	
	左丞	右丞	左丞	右丞	尚書	侍郎	郎中	尚書	侍郎	郎中	尚書	侍郎
開元五 (七一七)			盧從愿 是年或明年由工侍遷		●宋璟	姜晦 七月三日庚子徙宗正	裴灌 是年由兵侍遷	崔泰之	王怡 正月見在任			
開元六 (七一八)			盧從愿		●宋璟		裴灌	崔泰之	楊滔 是年見在任			
開元七 (七一九)			盧從愿 三月十九戊申見在任 是年或明年夏秋以前遷中郎	倪若水 是年由戶侍復遷不知何時卒	●宋璟	慕容珣 三月十九戊申見在任	裴灌 三月十九戊申見在任	崔泰之	楊滔 三月十九戊申見在任			
開元八 (七二〇)			裴灌 夏秋以前或上年由吏侍遷是年末或明年遷黃郎		●宋璟 正月二十八辛巳罷爲開府	魏奉古 約是年多見在任	裴灌 夏秋以前或上年遷左丞 王丘 七月朝遷時階蓋	崔泰之 是年前後遷工尚				
開元九 (七二一)							王丘 是年見在任					

<p>(七二二) 開元一〇</p>		<p>(七二四) 開元一一</p>
<p>源光裕——由戶侍遷</p>	<p>源光裕——二月見在 任 是年徙大理 蕭嵩——十一月二十 六戊子見在任</p>	<p>蕭嵩——是年轉兵侍</p>
<p>王丘——是多或稍 前由吏侍轉</p>	<p>王丘——五月見在 任</p>	<p>王丘——春或上年 秋多遷黃郎</p>
<p>王峻——正月由詹事 遷吏尚兼 太原尹時 階銀青 四月二十 九癸亥遷 兵尚同三 品階如故 裴灌——夏 由大御遷</p>		<p>裴灌——閏 十二月六 日辛酉見 在任</p>
<p>楊滔——是年 或上年始任 蓋由戶侍遷 冬見在任</p>	<p>楊滔——五月 見在任 王易從——約 遷是年由兵侍</p>	<p>王易從——十六 月二十五王 子出為揚大 督長史 李元紘——是 年由兵侍遷</p>
<p>王丘——多 稍前轉右 ○陸象先—— 丞多以前尚 事知吏部選</p>	<p>崔琳——十 二月見在 任</p>	<p>韓思復—— 約是年始 任時階蓋 銀青旋出 為襄刺 許景先—— 蓋是年始 任</p>
<p>○陸象先—— 春夏或上 年蓋由工 尚選 七月十八 丁亥見在 任多兼知吏 部選事</p>	<p>○陸象先—— 是年換刑 尚</p>	<p>○張嘉貞—— 是年春夏 或上年由 幽刺入遷 戶尚兼益 大督長史 七月貶台 刺</p>
<p>強循——是年 初見在任</p>		<p>徐知仁——是 年見在任 楊瑒——是年 由御丞遷</p>

官職・ 帝號・年號 (A.D.年)	六						
	戶部	度支	鹽運	禮部	兵部	刑部(度支鹽運等使附)	
(七二七) 開元五	崔皎 倪若水 是年或明 刺由 入選 河南採訪			裴茂宗 初開元 前或稍 至尚書	崔沔 知何時 秘書少 判左庶 七年稍 轉左庶 階朝散	楊滔 蓋 五六年 官兵侍	裴灌 是 年遷吏 侍
(七一八) 開元六	倪若水				盧弘慎 蓋開元 前後官 兵侍	王志愔 月以前 大督長 遷階銀 青	劉知柔 九月四 乙未充 南安撫
(七一九) 開元七	倪若水 是年遷 石			王丘 中舍以 月以前 階朝散 戊申見 任三月 七月見	李尚隱 蓋十年 遷六七八 出為蒲 刺	王志愔	劉知柔 四月見 任階如 故
(七二〇) 開元八				蘇頌 辛巳由 中禮平 章事尚 為禮尚 青時銀	王峻 由大御 尚復充 軍大總 階銀青	王志愔	劉知柔
(七二二) 開元九	源光裕 約是年 刑侍遷			劉合植 是年或 遷由中 崔據一 由月十 中舍一 舍遷丁	王峻 仍兼大 元九月 午貶梓 刺九月 張說九 十九癸 檢校并 長史大 同度入 品	王志愔 末以本 西京留 守充	劉知柔 是年轉 陸象先 任蓋是 始
				蘇頌 正八月 十一日	王峻 九月月		陳憲 元初葉 工少大 充督後 由管出 遷工衛 為少尉 遷工衛 王元初 曾官前 元初葉 工少大 充督後 由管出 遷工衛 為少尉 遷工衛
				裴茂宗 初開元 前或稍 至尚書	楊滔 蓋 五六年 官兵侍		盧從愿 是年多 刺遷由 是年或 年遷左 明
				崔沔 知何時 秘書少 判左庶 七年稍 轉左庶 階朝散	盧弘慎 蓋開元 前後官 兵侍		劉知柔 九月四 乙未充 南安撫
				王丘 中舍以 月以前 階朝散 戊申見 任三月 七月見	李尚隱 蓋十年 遷六七八 出為蒲 刺		劉知柔 四月見 任階如 故
				蘇頌 辛巳由 中禮平 章事尚 為禮尚 青時銀	王峻 由大御 尚復充 軍大總 階銀青		劉知柔
				劉合植 是年或 遷由中 崔據一 由月十 中舍一 舍遷丁	王峻 仍兼大 元九月 午貶梓 刺九月 張說九 十九癸 檢校并 長史大 同度入 品		劉知柔 是年轉 陸象先 任蓋是 始
				源光裕 約是年 刑侍遷	王峻 仍兼大 元九月 午貶梓 刺九月 張說九 十九癸 檢校并 長史大 同度入 品		陳憲 元初葉 工少大 充督後 由管出 遷工衛 為少尉 遷工衛

<p>(七二二) 開元一〇</p>	<p>(七二一) 開元一一</p>	<p>(七二四) 開元二二</p>
<p>源光裕一 是年遷左丞</p>	<p>呂太一 蓋十年稍 侍後曾官戶</p>	<p>白知愼</p>
<p>○蘇頲</p>	<p>○蘇頲 蓋是年 或明年 兼知益 史大督 旋卸長</p>	<p>宇文融 以九 御後 當括 勸農 庸地 是使 已亥 月遷 御丞 當諸 如故</p>
<p>韓休一 是年未 兼知選 詔任</p>	<p>韓休一 月見在任</p>	<p>○蘇頲</p>
<p>張說一 二月 兼中令 癸亥 四月 正拜 中</p>	<p>王峻一 四月 由吏 尚選 向三 階品 銀時 五月 節充 節東 河北 進西 進金 六出 方月 九庚 刺申 九庚</p>	<p>韓休一 月二十五 韓休一 號刺 鄭溫琦 是年始任</p>
<p>王易從一 約是年 遷後由 中舍前</p>	<p>王易從一 約是年 遷</p>	<p>蕭嵩一 是年 轉由左丞</p>
<p>李元紘一 是年遷 吏</p>	<p>李元紘一 是年或 遷由工</p>	<p>李元紘一 是年遷 吏 寇泚一 由中舍遷</p>
<p>陸象先一 是年 由戶尚 換 同丁憂 免 任</p>	<p>○陸象先一 是年 由戶尚 換 同丁憂 免 任</p>	<p>韋抗</p>
<p>陸象先一 春夏或 上 崔泰之 尚 開元 前官 工尚</p>	<p>盧從愿一 是年 末至 初間 郎遷 進東 守都 留</p>	<p>盧從愿</p>
<p>李元紘一 約是年 遷 少京尹</p>	<p>李元紘一 約是年 遷 兵侍</p>	<p>盧從愿</p>

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

帝號・年號 (A. D. 年)	官職・官府		長		官		都		省		吏部		戶部	
	左丞	右丞	左丞	右丞	左丞	右丞	尚書	侍郎	尚書	侍郎	尚書	侍郎	尚書	侍郎
開元一三 (七二五)	●源乾曜十一月 遷左丞相仍兼侍中	●張說十一月十日 右丞相仍兼中令 時階特進	楊承令二月二十 乙亥由左丞出爲 汾刺 袁仁敬是年或明 年見在任					裴灌十一月至明 年春見在任 銓事	李元紘春 轉戶侍進階 中大府 許景先 二月二十 乙亥出 爲執刺					
開元一四 (七二六)	●源乾曜	●張說四月十二 庚申停兼中令	王丘正二月或上 年十二月由懷刺分 知吏部選事遷				裴灌一月二十 八王寅見 在任 是年未轉 賓客時階 蓋是年出爲 汴刺 蘇晉一多由 以開府行 吏尚	蘇從恩 禮尚 韋抗 刑尚 徐堅 右騎 宇文融 御丞 崔琳 蒲刺 魏刺 荆大督長史 鄭刺 王會 丘刺 以上十八 甲戌各以 本官分掌 吏部 十銓選事						
開元一五 (七二七)	●源乾曜	○張說二月二日 乙巳致仕	王丘	韋虛心一開元中 葉蓋十五年會 官右丞	○宋璟	蘇晉	齊澣	○王峻一 是年始任 七月領朔 方節度 旋解節度	宇文融一二月 月左遷魏刺					

<p>(七二八) 開元二六</p>	<p>●源乾曜</p>	<p>王丘一七月丁父憂免</p>	<p>趙昇卿一開元中葉官至左丞</p>	<p>○宋璟</p>	<p>蘇晉</p>	<p>齊澣</p>	<p>○王峻</p>	<p>宇文融一正月十七日復遷戶部仍兼魏刺同月二十九日丙寅兼檢校汴刺</p>
<p>(七二九) 開元一七</p>	<p>●源乾曜一六月十五日甲戌停兼侍中八月二十七乙酉轉少傅 ○張說一八月二十七日乙酉出右丞相集學知院遷左丞相仍知院時階特進</p>	<p>○張說一三月十日庚子復為右丞相時階特進八月二十七乙酉遷左丞相階如故○宋璟一八月二十七日乙酉由吏尚遷右丞相時階開府</p>	<p>韋虛心一十四年至二十年間曾官左丞</p>	<p>韓休一蓋是年秋由工侍知制誥遷</p>	<p>○宋璟一八月二十七乙酉遷右丞相</p>	<p>齊澣一七月二十九日乙酉時階德丞時階朝請</p>	<p>○王峻</p>	<p>宇文融一六月十五日甲戌遷黃郎同平章事裴耀卿一秋由翼刺入遷</p>
<p>(七三〇) 開元一八</p>	<p>○張說一正月六日辛卯進階開府十二月二十八日戊申薨</p>	<p>○宋璟</p>	<p>韓休</p>	<p>裴光庭一四月十一日乙丑以侍中兼史尚書時充宏學青銀</p>	<p>蘇晉</p>	<p>許景先一後由工侍旋卒</p>	<p>○王峻</p>	<p>裴耀卿一不庶旋復任</p>
<p>(七三一) 開元一九</p>	<p>○宋璟</p>	<p>○宋璟</p>	<p>韓休</p>	<p>裴光庭</p>	<p>蘇晉一春夏出為汝刺</p>	<p>韓朝宗一後是年或前給事知吏部選事</p>	<p>○王峻</p>	<p>裴耀卿</p>
<p>(七三二) 開元二〇</p>	<p>七月六日丁未闕員</p>	<p>○宋璟一七月六日丁未見在任</p>	<p>韓休</p>	<p>裴光庭一丁未見在任十一月二十七日庚申遷左光祿</p>	<p>李林甫一是年或上年由刑侍遷七月六日丁未見在任</p>	<p>劉彤一七月六日丁未見在任</p>	<p>○王峻一八月九日己卯卒 ○杜暹一十一月十日由太原尹遷</p>	<p>裴耀卿一冬遷京尹</p>

帝號・年號 (A. D. 年) (七二五) 開元一三	官職・官府		六	部(度支鹽運等使附)	
	戶部	度支・鹽運等使			
(七二五) 開元一三	侍郎	白知慎 正月或上 年多末出 爲刺史 李元紘 春由吏侍 李元紘 春由吏侍 階轉中大 夫	尚書	蘇頌 十二月 二十二月 甲戌分 十掌吏部 事	
	侍郎	鄭溫琦 二月二十 一乙亥出 爲邪刺 賀知章 是年由少 太常遷 四月五日 任	侍郎	賀知章 四月十九 丁卯稍後 蓋五月換 工侍 賈曾 是年由少 光祿遷	
	尚書	蕭嵩 是年	侍郎	蕭嵩 是年	
	侍郎	裴光庭 春或上年 十二月由 少鴻臚遷	侍郎	裴光庭 春或上年 十二月由 少鴻臚遷	
	尚書	韋抗 是年 以本官充 都留守東 都 十二月二十 五甲戌分 吏部銓事	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
	侍郎	盧從愿 多進階金 紫 十二月二十 五甲戌分 以本官充 吏部銓事	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
	尚書	盧從愿 六月見在 任 刑尚書 八月九月 遷	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
	侍郎	賀知章 夏蓋五月 由禮侍集 仍充集學 進階賓客 旋徙賓客 進階銀青	侍郎	賀知章 夏蓋五月 由禮侍集 仍充集學 進階賓客 旋徙賓客 進階銀青	
	(七二七) 開元一五	侍郎	李元紘 四月九日 丁巳遷中 郎同平章 事 蘇晉 由戶侍遷 吏侍	尚書	蘇頌 七月九日 卒
		侍郎	賀知章 四月十九 丁卯稍後 蓋五月換 工侍 賈曾 是年由少 光祿遷	侍郎	賈曾 是年卒
尚書		蕭嵩 是年	侍郎	蕭嵩 是年	
侍郎		裴光庭 春或上年 十二月由 少鴻臚遷	侍郎	裴光庭 春或上年 十二月由 少鴻臚遷	
尚書		韋抗 是年 以本官充 都留守東 都 十二月二十 五甲戌分 吏部銓事	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
侍郎		盧從愿 多進階金 紫 十二月二十 五甲戌分 以本官充 吏部銓事	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
尚書		盧從愿 六月見在 任 刑尚書 八月九月 遷	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
侍郎		賀知章 夏蓋五月 由禮侍集 仍充集學 進階賓客 旋徙賓客 進階銀青	侍郎	賀知章 夏蓋五月 由禮侍集 仍充集學 進階賓客 旋徙賓客 進階銀青	
(七二七) 開元一五		侍郎	蘇頌 七月九日 卒	尚書	蘇頌 七月九日 卒
		侍郎	賈曾 是年卒	侍郎	賈曾 是年卒
	尚書	蕭嵩 是年	侍郎	蕭嵩 是年	
	侍郎	裴光庭 春或上年 十二月由 少鴻臚遷	侍郎	裴光庭 春或上年 十二月由 少鴻臚遷	
	尚書	韋抗 是年 以本官充 都留守東 都 十二月二十 五甲戌分 吏部銓事	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
	侍郎	盧從愿 多進階金 紫 十二月二十 五甲戌分 以本官充 吏部銓事	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
	尚書	盧從愿 六月見在 任 刑尚書 八月九月 遷	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
	侍郎	賀知章 夏蓋五月 由禮侍集 仍充集學 進階賓客 旋徙賓客 進階銀青	侍郎	賀知章 夏蓋五月 由禮侍集 仍充集學 進階賓客 旋徙賓客 進階銀青	
	(七二七) 開元一五	侍郎	蘇頌 七月九日 卒	尚書	蘇頌 七月九日 卒
		侍郎	賈曾 是年卒	侍郎	賈曾 是年卒
尚書		蕭嵩 是年	侍郎	蕭嵩 是年	
侍郎		裴光庭 春或上年 十二月由 少鴻臚遷	侍郎	裴光庭 春或上年 十二月由 少鴻臚遷	
尚書		韋抗 是年 以本官充 都留守東 都 十二月二十 五甲戌分 吏部銓事	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
侍郎		盧從愿 多進階金 紫 十二月二十 五甲戌分 以本官充 吏部銓事	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
尚書		盧從愿 六月見在 任 刑尚書 八月九月 遷	侍郎	盧從愿 八月 遷時階金紫	
侍郎		賀知章 夏蓋五月 由禮侍集 仍充集學 進階賓客 旋徙賓客 進階銀青	侍郎	賀知章 夏蓋五月 由禮侍集 仍充集學 進階賓客 旋徙賓客 進階銀青	

<p>(七二八) 開元二六</p>			<p>李禕 是年 由或</p>	<p>●蕭嵩 十一月十一日癸巳 正拜兵尚同 平章事餘如 故進同三品</p>		<p>裴光庭</p>	<p>盧從愿</p>		<p>○張嘉貞</p>	<p>韓休 是年 由前 制選工 誥</p>
<p>(七二九) 開元一七</p>			<p>李禕</p>	<p>●蕭嵩 六月 蕭嵩 十五甲戌兼 中令仍遙領 河西節度</p>		<p>裴光庭 六月十五 甲戌遷中 事郎同平章</p>	<p>盧從愿</p>	<p>李林甫 約是兩年 間由御丞 換</p>	<p>○張嘉貞 八月二十 二庚辰卒</p>	<p>韓休 是年 遷右 許景先 秋始任</p>
<p>(七三〇) 開元一八</p>	<p>宋遙 是年 或在任</p>		<p>李禕</p>	<p>●蕭嵩 是年 二月兼集學 知院事</p>			<p>盧從愿 是年 左遷絳刺 崔隱甫 年由大御換</p>		<p>李暹 是年 由太常 遷工尚充 東都留守</p>	<p>許景先 是年 或稍 後遷吏侍</p>
<p>(七三一) 開元一九</p>	<p>席豫 是年 或由中舍選</p>		<p>李禕</p>	<p>●蕭嵩 是年 六月丁未見 在任時階如</p>	<p>裴寬 是年 或由明年 由御丞遷</p>		<p>崔隱甫 是年 丁憂免</p>	<p>李林甫 是年 或明年 遷吏侍</p>	<p>李暹 是年 由太常 遷工尚充 東都留守</p>	<p>張九齡 是年 三月由 三月至 三月由 三月至 三月由 三月至</p>
<p>(七三二) 開元二〇</p>	<p>張敬輿 是年 約是年夏</p>		<p>李禕 是年 正月十</p>	<p>●蕭嵩 是年 六月丁未見 在任時階如</p>	<p>裴寬 是年 或由明年 由御丞遷</p>		<p>崔隱甫 是年 丁憂免</p>	<p>李林甫 是年 或明年 遷吏侍</p>	<p>李暹 是年 由太常 遷工尚充 東都留守</p>	<p>張九齡 是年 三月由 三月至 三月由 三月至</p>

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

官職・ 帝號・年號	官府		官職	官	都	省	吏部		部 (度支鹽運等使附)
	長	尚					書	侍郎	
(七三三) 開元二			左丞相				尚書	侍郎	
			右丞相				侍郎	侍郎	
			左丞				侍郎	侍郎	
			右丞				侍郎	侍郎	
			左丞				侍郎	侍郎	
			右丞				侍郎	侍郎	
(七三四) 開元二二			左丞相				尚書	侍郎	
			右丞相				侍郎	侍郎	
			左丞				侍郎	侍郎	
			右丞				侍郎	侍郎	
			左丞				侍郎	侍郎	
			右丞				侍郎	侍郎	

(A. D. 年號)
帝號・年號

(七三三)
開元二

(七三四)
開元二二

五月二十七丁亥
闕員

○蕭嵩一五月二十
七丁亥見在任階
如故

○宋璟一十一月二
十五戊子致仕
○蕭嵩一十一月二
十四丁巳由吏尚
兼中令罷爲右丞
相時階金紫

嚴挺之一春夏間由
太府遷左丞・知吏
部選
五月二十七丁亥見
在任時階朝議

皇甫翼一二月見在
檢校左丞任

席豫一五月二十
七丁亥以前或上
年遷吏侍

韓休一三月十六
甲寅遷黃郎同平
章事
席豫一三月十六
甲寅稍後由鄭刺
入遷時階朝散

李嵩一五月
丁亥見在任

●蕭嵩一六月
二十八日
癸亥見在任
十一月二
十四丁巳
罷爲右丞
相階如故
李嵩一十月
四丁巳或
後一兩日
由兵尚遷

階銀青
此時或稍
後進階金
紫

嚴挺之一夏間由太府
遷左丞・知
吏部選
五月二十
七丁亥闕
員

李林甫一四
月至十二
月遷黃郎
間

席豫一春夏
間由右丞
遷檢校吏
侍
五月二十
七丁亥見
在任時階
朝議

劉彤一二月
見在檢
校任
杜暹

○杜暹一正
月兼京師
留守

裴寬一正月
見在任
是年或明年
遷吏侍

裴寬一十二
月二十四丁
巳至明年正
月八日辛未
間由兵侍換

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

<p>(七三七) 開元二五</p>	<p>(七三六) 開元二四</p>	
<p>○裴耀卿</p>	<p>○裴耀卿十一月 二十七壬寅由侍 中宏學罷為左丞 相仍宏學時階金 紫</p>	
<p>○張九齡四月二 十甲子貶荆大督 長史階如故</p>	<p>○蕭嵩十一月二 十七壬寅從太師 張九齡十一月 二十七壬寅由中 令集學知院罷為 右丞相時階金紫</p>	<p>○蕭嵩</p>
		<p>嚴挺之——是年或上 年末遷中郎</p>
<p>李嵩</p>	<p>李嵩</p>	<p>李嵩</p>
<p>裴思義——開 元中曾官吏 侍</p>	<p>裴寬——冬出 為蒲刺</p>	<p>裴寬</p>
<p>席豫</p>	<p>席豫</p>	<p>席豫</p>
<p>李尚隱</p>	<p>●李林甫—— 七月二十 三庚子遷 兵尚仍同 三品階如 故 李尚隱—— 秋由詹事 遷戶尚兼 充劍南節 度使時節 銀青兼充 十月兼守 東都留守</p>	<p>●十一月二 換禮尚寅 李林甫—— 閏十一月 寅由十一 同三品禮 戶尚仍同 三品階同 金紫</p>
		<p>蕭昺——是年 或上年冬 由江都 或上年冬 准府少卿 戶侍仍充 是年或明 出為岐刺 年使</p>

帝號・年號 (A. D. 年)	官職・官府		部 (度支・鹽運等使附)
	戶部	度支・鹽運等使	
(七三三) 開元二二	侍郎	源光譽 蓋開元二 十年前後	六 禮部 兵部 刑部 工部
	度支		
	鹽運	裴耀卿 以八月轉 運使	
	尚書	李嶠 張均 由前中 年起復為 禮舍年	
	侍郎	裴寬 四月二十 日丁巳至 八月辛未	
	侍郎	李嶺 以兵侍	
	尚書	嚴挺之 府是年徙太	
	侍郎		
	尚書	李嵩 二月二十 日未使吐 蕃已正	
	侍郎	張九齡 閏三月八 日正議進	
		陳希烈 是年五月 餘如故	
	(七三四) 開元二二	侍郎	
度支		蕭冕 少府監 知度支	
鹽運		裴耀卿 二月八月 充使仍遷	
尚書		李嶠 四月朔遷 兵部尚書	
侍郎		張均 年遷兵侍	
侍郎		李虛心 是年前	
尚書		崔隱甫 年或明年 探訪入河	
侍郎			
尚書		韓休 二月十日 檢事同平	
侍郎		張九齡 閏三月八 日正議進	
		陳希烈 是年五月 餘如故	

<p>(七三五) 開元三三</p>	<p>(七三六) 開元二四</p>	<p>(七三七) 開元二五</p>
<p>宋溫璿 開元中或至 戶侍</p>	<p>韋濟 尹由少京 朝散 遷時 隨</p>	<p>韋濟</p>
<p>李元祐 以八月 支府知事 度太</p>		
<p>蕭昞 蓋是年 遷戶使 明是年 為賊刺</p>		<p>羅文信 以二月 御監充 錢諸使</p>
<p>●李林甫 西辛月 金進階 閏十一月 一月閏 杜暹 換由戶尚</p>	<p>○杜暹</p>	<p>○杜暹</p>
<p>李綽 蓋是年 或明年 刺</p>	<p>姚奕 月十二 辰始移 功部舉 禮專委 郎突在 年知明 春貢舉</p>	<p>姚奕 春 放榜</p>
<p>李綽 蓋是年 或明年 刺</p>	<p>●李林甫 月二十三 子由戶尚 仍同三品 階金紫 令七十 壬寅兼中</p>	<p>●李林甫</p>
<p>張均 月十八 乙亥 見在任</p>	<p>張均</p>	<p>張均</p>
<p>崔隱甫</p>	<p>崔隱甫 以本官 充東都 尋致仕</p>	<p>盧奐 是 年稍後 陝刺入遷</p>
<p>鄭少微 是年或明 常遷</p>	<p>鄭少微</p>	<p>鄭少微 是 年稍後 陝刺入遷</p>
<p>○韓休 十一月 七壬寅 少保</p>	<p>●牛仙客 十一月 十一月 由殿中 期方監 遷品仍 節工尚 十二度 事知門 下省</p>	<p>●牛仙客 是 年稍後 陝刺入遷</p>
<p>徐安貞</p>	<p>徐安貞 是年或明 年春夏 檢學校 集學工 郎時中 大夫</p>	<p>銀青 在任 時</p>

一、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

(七四二)
天寶元

左僕射
二月二十丙申
復舊名

○裴耀卿八月二十壬辰換右僕階如故
●李林甫八月二十壬辰由右相兼吏尚集學選左僕仍兼右相吏尚集學時階光祿尋進階特進

右僕射
復舊名月日與左僕同

○裴耀卿八月二十壬辰由左僕換時階金紫

席豫約是年遷檢校禮尚

姚奕八月貶永陸景融是年由榮陽太守入遷旋遷左丞

●李林甫八月二十壬辰由左僕階光祿度
如士散官並相吏尚學

苗晉卿

宋遙冬見在任

張均開元天寶之際由左庶選

官職・ 官府・ 帝號・年號 (A.D.年)	六					
	戸部	度支・ 鹽運等使	禮部	兵部	刑部 (度支鹽運等使附)	工部
(七三八) 開元二六	侍郎 韋濟一是 年前後出 爲太原尹		尚書 杜暹	尚書 ●李林甫一四 月二十三正 辰遙領隴右 節度領河西 五月十八乙 節度領涼州	尚書 崔琳一開元 未蓋是年前 後由刑尚徒 少保時階銀 青	侍郎 ●牛仙客一 乙亥六月 侍中
(七三九) 開元二七			尚書 ○杜暹 崔翹一春 放榜	尚書 ●李林甫一四 月二十八己 丑遷吏尚仍 兼中階如 故 ●牛仙客一四 月二十八己 丑由侍中 領朔方兵 節度領東 仍兼朔方 節度領中 湖方河東 度領	尚書 盧奕	侍郎 蕭華一十二 或十八年 官或稍後 工侍
(七四〇) 開元二八			○杜暹 十二月己未卒	尚書 ●牛仙客一十 一月罷節度	尚書 盧奕	尚書 郭虛己一 五月見在
(七四一) 開元二九			崔翹一春 放榜 大理四月徙 韋陟一是 遷年中舍	尚書 ●牛仙客	尚書 盧奕	尚書 郭虛己一 五月見在
			李彭年一 開元天寶 之際以少 太僕權判 兵侍事時 階朝議除 蓋正除	尚書 盧奕	尚書 盧奕	尚書 郭虛己一 五月見在
			盧絢一蓋 開元末曾 官兵侍	尚書 盧奕	尚書 盧奕	尚書 郭虛己一 五月見在
			李適之 大御兼幽 年或上年 膏長史知 度入遷節	尚書 盧奕	尚書 盧奕	尚書 郭虛己一 五月見在
			盧貞諒 蓋文宗世 官至刑侍	尚書 盧奕	尚書 盧奕	尚書 郭虛己一 五月見在
			韋虛心 開元末遷 都留守東	尚書 盧奕	尚書 盧奕	尚書 郭虛己一 五月見在
			裴迪先 丙辰卒 四月六日 原尹北都 留守遷工 都蓋充東 都留守	尚書 盧奕	尚書 盧奕	尚書 郭虛己一 五月見在

(七四二)
天寶元

席豫 |
約是年
由左丞
遷檢校
禮尚

韋陟 | 春
放榜

●牛仙客 | 七
月二十九辛
未薨
●李適之 | 八
月二十壬辰
以左相兼

盧奐 | 八
月貶臨淄
太守

李適之 | 八
月五日丁丑
遷左相

郭虛己

二、八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成——年表・考証——

唐・宋間
における 支配層の構成と変動に関する基礎的研究
(非売品)

一九九三年三月 印刷

一九九三年三月 発行

一九九四年三月 頒布

編者 吉 岡
(福島大学教育学部) 真

製作 株式会社 東方書店

(〒101 東京都千代田区神田神保町一―三)